ISSN 0389-4886

第46巻 第1号 令和6年3月

中九州短期大学 論叢

ろんそう

研究論文

P.-3 久保英樹・兼田絵美・上城憲司
介護人材確保に向けた外国人介護人材の受入れの位置づけと課題
―台湾の政策との比較から―

P.-17 松 本 末 信
介護福祉職員の職業倫理に関する認識と課題
― 日本介護福祉会倫理綱領に関するアンケート調査から ―

P.-29 田 中 優 也
子どもの主体的な絵本活動を促す物的環境について
― 保育士の絵本環境に対する意識に焦点を当てて ―

P.-48 久保英樹・川原若菜
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生と介護職員の業務負担
― 小規模施設でのCOVID-19への対応から ―

P.-58 金 戸 憲 子
幼稚園教育要領等における「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の検討
―文部科学省関係議事録を中心に―

P.-67 森 本 直 樹
中九州短期大学生の絵本選びに関する現状と考察

P.-79 小林宜義・酒井敏朗・三島隆章・吉田隆・高山三輪
放課後子ども教室に在籍する小学校低学年児童のためのコオーディネーション運動プログラム開発に関する実践的研究（第1報）

研究論文

研究論文

介護人材確保に向けた外国人介護人材の受入れの位置づけと課題
－台湾の政策との比較から－

Positioning and Challenges of Accepting Foreign Caregivers to Secure Caregivers
－ Comparison with Taiwan's Policy －

久保英樹[1]　兼田絵美[2]　上城憲司[3]

要　約

介護人材確保に向けた外国人介護人材の受入れについて、我が国の現状を概観し近隣諸国でいち早く外国人介護労働者の受入れに着手した台湾の状況を参考に、わが国での位置づけと課題について考察した。

近年、介護人材の確保は一層困難さを極め、今後必要とされる介護人材を日本人中心に充足させていくことは不可能な状況となっており、外国人介護人材の受入れを介護人材の確保の大きな柱の一つとして位置づける必要がある。しかし、人材確保（人材不足）は介護分野だけの問題ではない。少子高齢化を迎える近隣諸国との関係にも目を向けなければならず、国際分業体制の動きの中でとらえていく必要がある。

一方、介護人材不足解消へ向けた介護現場の生産性（業務改善）の向上の議論がある。その議論の一つに介護助手導入へ向けた検討があげられている。介護助手が担う業務や制度上の位置づけについては、今後検討が重ねられていく予定であるが、安に外国人介護人材が担うという流れになることが無いようにするとともに、労働集約的要素が高い介護という仕事の中で、介護助手の導入が業務の階層化を生み、いわゆる二次労働市場が形成されないような制度設計が望まれる。

キーワード：介護人材確保、外国人介護人材、台湾の外国人労働者

Ⅰ．緒言

介護現場は慢性的な介護人材不足に悩んでいる。新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類感染症から5類感染症へ移行されたことに前後して、介護現場の人材不足にはさらに拍車がかかっている。

さて、我が国では、介護人材確保に向けた外国人介護人材の受入れが始まっているが、複数の在留資格が存在しているうえに介護施設の人員配置基準上の取扱いについても資格間で違いがあるため、非常にわかりづらい状況にある。また、技能実習制度については、実態に即した制度ではない等の批判も多い。こうした中、外国人介護人材の受入れに関する制度改

[1] 中九州短期大学 経営福祉学科 教授
[2] 東京医療保健大学 和歌山看護学部 看護学科 助教
[3] 宝塚医療大学 和歌山保健医療学部 リハビリテーション学科 作業療法学専攻 教授

正、介護現場の生産性（業務改善）の向上に関する議論がすすめられている。本稿では、介護人材確保をめぐる現状を概観するとともに、早くから外国人介護労働者の導入を行っている台湾の現状も踏まえながら、介護人材確保に向けた外国人介護人材の受入れの位置づけと課題について考察する。政治的、文化的、制度的背景は異なるが、他国のシステムを参考にすることは、我が国の課題を探るうえで意義があることだと考える。

Ⅱ．介護現場の人材確保

１．介護現場の人材不足の状況

(1) 介護人材の需要ギャップ

厚生労働省（2015）[1] が公表した2025年度に向けた介護人材の受給推計では、2025年度に向けて37.7万人の需要ギャップが生じることが指摘された。その後、2021年の「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」[2] では、2025年度には2019年度（211万人）比で約32万人（介護職員の必要数は約243万人）、2040年度には約69万人（介護職員の必要数は約280万人）の介護職員の確保が必要だと試算している。

我が国の人口構造に関する直近の資料では、「2025年以降、『高齢者の急増』から『現役世代の急減』」[3] へと人口構造の局面が変化すること、就業者数は減少するが医療・福祉の就業者数はさらに増加が必要であることが示されている。（表1、表2参照）

表 1) 人口構造の変化

	生産年齢人口（14歳～64歳）	対2000年増減率
2000年度	8,638万人	-
2025年度(推計)	7,170万人	83.0%↘
2040年度(推計)	5,978万人	69.2%↘

表 2) 就業者数の推移

	就業者数	医療・福祉の就業者数	医療・福祉/就業者数
2018年度	6,580万人	823万人	12.5%
2025年度(暫定)	6,350万人	930万人	15%程度 ↗
2040年度(暫定)	5,650万人	1,060万人	19%程度 ↗

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会(2023)「第 107 回参考資料 1-2 介護保険制度の見直しに関する参考資料」19 頁等を基に筆者作成

(2) 介護現場での介護職員の不足感

介護労働安定センター（2023）[4] は、従業員の過不足状況について、介護職員で「やや不足」が33.2％で最も高く、次いで「適当」が29.6％という調査結果を公表した。また、「適当」、「過剰」の合計は30.7%、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」を合わせると69.3％が不足していると感じており、おおよそ2倍の開きがあった。訪問介護職員では83.5%が不足していると感じていた。

介護職員以外の職種（看護職員42.2%、介護支援専門員37.7%、PT・OT・ST等30.3%）との比較からも介護職員に不足感が強いことが示された。

(3) 介護職員の採用率と離職率

同じく、介護労働安定センター（2023）[5] は、訪問介護員と介護職員を合わせた採用率・離職率は、多少の増減がありながらも全体としては減少傾向にあること。採用率の減少幅が

大きくなっていて、採用率と離職率の値が近づく傾向にあることを公表している。

直近の数字では、2022（令和4年度）は1.8%と採用率が離職率を上回っていることから介護職員の数は何とか純増を保っているとされた。(表3参照)

なお、介護職員のみで見ると採用率と離職率の差は0.2%とさらに近づいている。

一方、厚生労働省（2023）の雇用動向調査[6]では、令和4年度の全国の主要産業全体では、入職率、離職率ともに上昇（入職超過率は0.2ポイント、前年比と比べて0.1ポイント拡大）していたが、「福祉、医療」では離職超過（入職者1,138.1千人、離職者1,210.0千人、入職超過率-0.9%）となったことが公表された。これまで入職者超過（令和3年度は0.9%）が続いていたが初めて離職者が入職者を超えたことで、さらなる介護人材不足が危ぶまれる状況となっている。

表 3)採用率と離職率の推移(訪問介護員・介護職員)

	採用率	離職率	差
2005(平成17)年度	28.2%	20.2%	8.0%
2010(平成22)年度	25.8%	17.8%	8.0%
2015(平成27)年度	20.3%	16.5%	3.8%
2019(令和元)年度	18.2%	15.4%	2.8%
2020(令和 2)年度	16.2%	14.9%	1.3%
2021(令和 3)年度	15.2%	14.3%	0.9%
2022(令和 4)年度	16.2%	14.4%	1.8%

介護労働安定センター(2023)「令和 4 年度介護労働実態調査 事業所における介護労働実態調査報告書」39 頁等を基に筆者作成

(4) コロナ禍における雇用・労働への影響

国内で初めての感染者が報告された2020（令和2）年1月以降、感染拡大を防止するために、企業の経済活動や人びとの消費行動等が抑制された。昨今の資料比較において、新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響についても確認をしておく必要がある。感染症拡大下においても業務継続が求められる医療、福祉分野でどのような影響や動きがあったのか概観しておく。

厚生労働省（2021）「令和3年度版労働経済の分析-新型コロナウイルス化感染症が雇用・労働に及ぼした影響-」[7]によれば、2020（令和2）年4月に感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発出され経済活動が制限されたこと等の影響により、就業者数、雇用者数は108万人減少、その後緩やかに回復傾向となったが、12月時点では元の水準は戻っていない。

介護保険サービス（介護給付費受給者数）は、施設サービスでは前年同月と比べて横ばい、その他（居宅介護（予防）支援、福祉用具貸与等)、訪問は増加傾向で推移している。一方、ショートステイ（短期入所)、通所、地域密着型サービスの受給者は、4月（請求ベースの資料のため実際は3月）から減少に転じ、特に「ショートステイ（短期入所)」「通所」の減少率が大きかった。7月以降の受給者の前年同月比の減少幅は縮小するが、ショートステイ（短期入所)、通所は前年の水準には戻っていない。産業間の労働移動については、比較的同業

種からの移動が多かったことが指摘されている。

また、株式会社リクルートスタッフィング（2021）が実施した転職を行った人に対する調査[8]では、転職者の59.5%がキャリアチェンジ（業種・職種転換）を実施、キャリアチェンジの内訳は「業種・職種ともに転換を行った」（異業種・異職種への転職）が47.5%となっていたが、「医療・福祉・介護」では職種転換が81.3%となっており、厚生労働省の調査と同様に異業種からの転職は少なかったことがわかる。

(5) 小括

このような人口構造の変化や昨今の介護人材の採用状況から、介護現場の人材不足は今後ますます厳しさを増していくことが予測される。特に、生産年齢人口、就業者数の減少を考えると、今後必要とされる介護人材を日本人で充足させていくことは不可能であるといえる。

2．人材採用の方法と職場定着

(1) 人材採用の方法

介護労働安定センター（2023）[9]によれば、過去3年間の職員（無期雇用）採用で利用した手段・媒体では「ハローワーク」(53.9%)、「知人等からの紹介」(41.6%)、「民間の職業紹介」(30.6%）の順となっていた。(表4参照）コロナ禍前の2019（令和元）年との比較では、すべての項目でマイナスポイントとなっていた。ほとんどの項目が1割以上のマイナスとなっている中、民間企業からの紹介は減少幅が小さかった。手数料等の金額や職場定着の課題は抱えているものの人材採用につながる堅実な方法となっていることがうかがわれた。

表 4）職員採用で利用した手段・媒体

	2019(令和元)年度	2022(令和 4)年度	差
学校からの紹介	21.2%	10.4%	-10.8%
ハローワーク	64.5%	53.9%	-10.6%
福祉人材センター(社会福祉協議会)	14.7%	4.6%	-10.1%
広告(折込チラシ等含む)	37.9%	21.5%	-16.4%
民間の職業紹介	33.3%	30.6%	-2.7%
知人等からの紹介	52.4%	41.6%	-10.8%
過去3年間、無期雇用職員は採用していない	-	12.8%	-
無回答	13.7%	7.6%	-6.1%

介護労働安定センター(2023)「令和 4 年度介護労働実態調査 事業所における介護労働実態調査報告書」資料編 181 頁、介護労働安定センター(2020)「令和元年度介護労働実態調査 事業所における介護労働実態調査報告書」事業所調査票資料編 11 頁を基に筆者作成

採用時の工夫では、「介護資格や介護経験の有無にこだわらないようにしている」(41.5%)、「職員や知人との連絡を密に取り、人材についての情報提供を受けている」(38.2%)、「求人に際し、仕事そのものの魅力や労働条件を掲載するなど求人内容を工夫している」(35.2%)

の順となっていた。[10] 採用が良好である理由には、「他事業所に比べて労働条件が良い」（49.3%）で最も高く、次いで「地理的に通勤が便利」（22.5%）となっていた。[11]

（2）早期離職防止と定着促進、人材育成

早期離職防止や定着促進のための方策では、「残業を少なくする、有給休暇を取りやすくする等の労働条件の改善に取り組んでいる」（70.7%）、「本人の希望に応じた勤務体制にする等の労働条件の改善に取り組んでいる」（70.1%）、「職場内の仕事上のコミュニケーションの円滑化を図っている（定期的なミーティング、意見交換会、チームケア等）」（55.4%）の順となっていた。人材育成の取り組みでは、「教育・研修計画を立てている」（59.8%）、「職員に後輩の育成経験を持たせている」（37.3%）、「教育・研修の責任者（兼任を含む）もしくは担当部署を決めている」（35.6%）の順となってた。[12]

（3）小括

介護人材の確保では、介護の資格や介護経験の有無にこだわらず、採用の窓口を広げた展開と採用後の人材育成が大きな柱となっていた。

人材採用の方法では、民間企業からの紹介は手数料等の金額や職場定着の課題は抱えているものの、人材の採用につながる堅実な方法となっていることがうかがわれた。この中には、外国人介護人材の紹介も一定数含まれているものと考えられる。また、採用が良好である施設では、労働条件の良さや通勤がしやすい立地があげられており、働く側の勤務先選定の基準の一つとなっていた。介護人材の確保では、相変わらず売り手市場が続いていることがうかがわれた。

Ⅲ．外国人介護人材の受入れ

（1）外国人介護人材受入れの制度と仕組み

外国人介護人材受入れの仕組みには、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能の4つの制度[13] と留学がある。（図1参照）

１）EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者

日本では、各国との経済連携協定に基づき、2008（平成20）年度からインドネシア、2009（平成21）年度からフィリピン、2014（平成26）年度からベトナムより外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れを実施している。累計受入れ人数は3国併せて6,400人（2019（令和元）年8月末時点）を越えている。EPA（経済連携協定）は、看護・介護分野の労働力不足への対応として行うものではなく、相手国からの強い要望に基づき交渉した結果、経済活動の連携の強化の観点から実施されている。

２）在留資格「介護」

2016（平成28）年11月28日に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が公布され、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士国家資格を取得した留学生に対して、国

内で介護福祉士としての業務に従事することを可能とする在留資格「介護」が創設され、2017（平成29）年9月1日から施行された。その後、2020（令和2年）4月1日からは、実務経験を経て介護福祉士国家資格を取得した場合にも在留資格「介護」へと移行することができるようになっている。

３）在留資格「技能実習」

2017（平成29）年11月1日「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の施行にあわせ、外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加された。なお、技能実習制度は1993（平成5）年から始まっている。制度本来の目的は、発展途上国への人材育成を通じた国際貢献となっているが、実際には労働環境が厳しい業種の人手不足を補う手段となっていて、これまで人権侵害の問題等が数多く指摘されてきた。

このような状況を受け、技能実習制度を廃止し、新たに「育成就労制度」という新制度の下、制度の目的もこれまでの国際貢献から外国人材の確保と育成に見直されることとなっている。(2023（令和5）年11月30日に有識者会議の内容を踏まえた最終報告書が法務大臣に提出された。)

４）在留資格「特定技能」

特定技能は、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受入れる制度であり、2019（平成31）年4月1日に施行された。

特定技能には、2種類の在留資格があり特定技能1号は、特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格であり、特定技能2号は、特定技能1号の内、専門的な技術知識を有する者が取得でき、家族帯同が可能な在留資格となっている。なお、介護分野では、専門的な技術知識を有するものが取得できる在留資格「介護」があるため、特定技能2号は設定されていない。

５）在留資格「留学」

留学生には資格外活動許可を受けた場合、アルバイトを行うことができ、1週28時間（教育機関の長期休業期間は1日8時間）以内を限度として包括的な資格外活動許可が与えられる。介護分野では、外国人留学生として入国した後、介護福祉士養成施設で2年以上修学し介護福祉士の国家資格を取得し在留資格を留学から介護へ変更、介護福祉士として業務に従事することとなる。2017（平成29）年度より、介護福祉士養成施設卒業者も介護福祉士となるには介護福祉士試験に合格しなければならないこととなったが、2017（平成29）年4月1日から2027（令和9）年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護福祉士試験に合格しなくても（不合格又は受験しなかった者)、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士となる資格を有する者とする経過措置が設けられている。

(2) 外国人介護人材の就労者数

介護分野の外国人在留者数は、EPA介護福祉士・候補者3,138人（うち資格取得者1,130人）、在留資格「介護」6,284人、「技能実習」15,011人、「特定技能」21,915人[14]となっており、それぞれの仕組みの中で特定技能がもっとも多い。また、留学生の数は、1,802人[15]となっており5万人弱の外国人介護人材が就労していることになる。

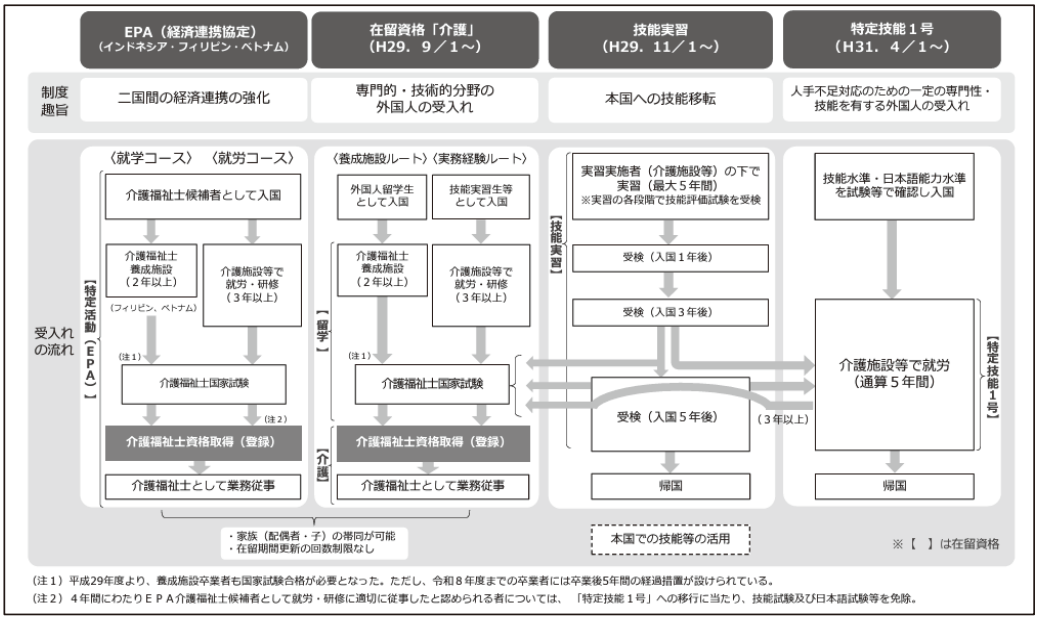

図 1）外国人介護人材受入れの仕組み

出典：厚生労働省(2023)「外国人介護人材受け入れの仕組み」社会保障審議会介護給付費分科会(第 223 回)資料 4 外国人介護人材にかかる人員配置上の取扱いについて(介護人材の確保と介護現場の生産性の向上)』3 頁
<https:// www.mhlw.go.jp/content/12300000/001144296.pdf>

事業所における外国人介護人材の受入れ状況では、EPA（経済連携協定）0.7%、在留資格「介護」2.6%、技能実習生4.4%、在留資格「特定技能」3.5%、留学1.5%となっており、近年増加傾向を示している。(表5参照) また、すでに受入れている事業所でも約1割が新たに活用する予定があると回答している。[16]

表 5）外国人介護人材の受入れ状況の推移

	受入れている	受入れていない	無回答
2019(令和元)年度	6.6%	91.4%	2.0%
2020(令和 2)年度	8.6%	90.6%	0.8%
2021(令和 3)年度	8.2%	87.9%	5.9%
2022(令和 4)年度	12.5%	83.9%	6.6%

介護労働安定センター(2023)「令和 4 年度介護労働実態調査 事業所における介護労働実態調査報告書」64 頁等の資料を基に筆者作成

(3) 外国人介護人材により提供される介護サービスの評価

外国人介護人材による介護サービスの満足度・働きぶりについての利用者・家族アンケート[17]では、介護サービスの満足度では「十分満足している」及び「おおむね満足している」と回答した割合の合計は、EPA介護福祉士候補者では84.2%、技能実習生では88.7%、特定技能では86.2%であった。同じく、働きぶりでも「大変仕事熱心であり、高く評価できる」及び「足りない部分はあるが、おおむね評価できる」と回答した割合の合計は、EPA介護福祉士候補者では79.9%、技能実習生では81.7%、特定技能では81.9%となっており、介護サービスの満足度・働きぶりに対する評価は高いことがうかがわれる。

法人が外国人介護職員へ期待する役割では、「あてはまる」及び「ややあてはまる」と回答した割合が、「基本的な介護業務に対応する」(EPA 97.3%・技能実習95.4%・特定技能86.6%)、「介護福祉士国家資格を取得する」(EPA92.4%・技能実習56.5%・特定技能69.1%)が高い一方、「管理職等、部下を指導するポジションを担う」(EPA37.0%・技能実習15.7%・特定技能31.3%)では低かった。[18]

Ⅳ. 近隣諸国との比較

(1) 近隣諸国の状況

日本をはじめ近隣の韓国、台湾にはそれぞれに違いはあるものの高齢者を支えるためのシステムが存在している。韓国では2008(平成30)年より「老人長期療養保険」が、台湾では2007(平成19)年より「長期介護プラン1.0(2007年－2016)」、「長期介護プラン2.0(2017年－2025年)」が始まっている。

外国人介護人材の受入れは、日本では経済連携協定に基づき、韓国では在外同胞の受入れという観点から開始されている。両国とも人手不足を補うという労働市場の需要に基づいた積極的な政策として始まっていない。これに対して台湾では女性の社会進出を促すという明確な目的をもって行われている。[19] 台湾では急速な経済発展と女性の社会進出を背景に1992(平成4)年に就業服務法を制定、福祉外籍勞工として①施設で働く看護工、②個人の自宅に住み込みで働く家庭看護工、③個人の自宅で働く通いの家庭幇雇(家政婦)の三つがある。台湾では、いわゆるフォーマルケアが発展する以前の段階で家族・家庭というプライベート空間で外国人が介護労働者として介護を含めた家事などのサービスを提供する特徴的なシステムが誕生している。シンガポールや香港などにも同様のシステムが存在しているという。[20]

以下、台湾で働く福祉外籍勞工のうち、施設で働く看護工(介護労働者)を中心に文献や先行研究を基に概観する。

(2) 台湾の介護施設で働く外国人労働者

杏里(2005)は、1992(平成4)年から施設介護に外国人労働者の雇用が始まった台湾には、2004(平成16)年12月時点で、介護労働者が128,000人程度存在しており、その殆どが家庭内で雇用されていること。高齢者介護施設、身体障害者施設で雇用されている介護労働者数は約12,000人と推計されており、その内訳では外国人労働者は約4,400人、台湾籍労働

者は約8,400人で外国人労働者が約1/3を占めていること。実際に調査した13施設のうち8施設では、約1/2が外国人労働者だったことなどを紹介している。台湾では、外国人介護労働者の雇用は施設全体の労働者数の1/2までとなっているが、半数以上の施設で上限に近い外国人労働者を雇用していたことがわかる。

また、外国人労働者導入には、言語、人材育成、介護技術、管理面などで問題も生じているが、それでも施設が外国人労働者を雇用する背景には、高齢化による介護需要の増大と安定かつ柔軟な労働力を求める介護の特質があり、少子高齢化の進展はこの現象を一層顕著にすると考えられることや、介護をめぐっては先進国との賃金格差を前提として先進国の基準に合う人材を先進国が導入するという新しい国際分業体制の動きを見ることができる[21]としている。また、外国人労働者の導入によるいわゆる二次労働市場の形成の指摘について、台湾の介護労働市場では雇用コストは外国人と台湾籍の労働者間ですでに同レベルとなっていることからあてはまらない[22]と述べている。

藤野（2017）も台湾における「外国人介護労働者の導入は、格安の労働力というものではなく不足する人材を補う意味が大きい」[23]と述べている。

以降、台湾における外国人介護労働者数は増加を続けていて、2023年7月時点で約220,000人、うち施設雇用は17,369人、その約6割強がベトナム人となっている。[24]

介護施設で外国人労働者を雇用している事業主の評価では、コミュニケーションについては依然として課題があるとする一方、就労態度や勤務状況に関する評価は高く、また介護技術に関しても台湾籍労働者と比べて高い評価を受けているという。[25]

Ⅴ．制度改正への議論

以下、外国人介護人材の受入れに関する制度改正と介護現場の生産性（業務改善）の向上に関する議論について概観する。

(1) 外国人介護人材の受入れに関する制度改正の議論

１）技能実習制度および特定技能制度の在り方に関する議論

2023（令和4）年12月から16回にわたり開催された有識者会議の議論を経て、2023（令和5）年11月30日に最終報告書[26]が提出され、以下の4つのことが示された。

①技能実習制度を人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とするなど、実態に即した見直しとすること。

②外国人材に我が国が選ばれるよう、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、新たな制度から特定技能制度への円滑な移行を図ること。

③人権保護の観点から、一定要件の下で本人意向の転籍を認めるとともに、監理団体等の要件厳格化や関係機関の役割の明確化等の措置を講じること。

④日本語能力を段階的に向上させる仕組みの構築や受入れ環境整備の取組により、共生社会の実現を目指すこと。

これまで批判が多かったこれらの制度について、国際的にも理解が得られ、我が国が外国

人材に選ばれる国になるように見直しが行われることとなった。

２）外国人介護人材にかかる介護施設の人員配置基準上の取扱いに関する議論

わが国には、外国人介護人材に関する複数の制度が存在しているため介護施設の人員配置基準上の取扱いについても在留資格間で違いがある。

特定技能においては、一定期間受入施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとることを求めつつ、就労と同時に職員等とみなす取扱いとしても差し支えないこととなっているが、EPA介護福祉士候補者及び技能実習生では、日本語能力試験N2を取得している者及び就労（実習）開始後6月を経過した者について、介護施設の人員配置基準等に算定できることとなっている。

しかし、各在留資格において、介護の場合は日本語や介護の技能について日本語能力試験N4以上を取得している等の固有要件も課されていることから、日本人を雇用する場合と同様に、就労開始直後から人員配置基準への算入を認めるべきであるとの意見や、事業者の選択により算入を認めることとしてはどうかとの意見[27]も出されている。

介護施設の運営面から考えれば、一日でも早く人員配置基準へ算定したいというのが本音であろう。

(2) 介護現場の生産性（業務改善）の向上に関する議論

介護人材の確保が喫緊の課題とされる中、介護現場の生産性（業務改善）の向上に向けた議論[28]が行われていて、これを土台に介護保険法上の人員基準の緩和を図るという議論がすすんでいる。

１）介護ロボット・ICT等のテクノロジーの導入

テクノロジーの導入に関しては、これまでも地域医療介護総合確保基金を活用した導入支援等が行われてきた。

介護施設・事業所に対して行われた調査では、「入所・泊まり・居住系」の区分で、見守り支援機器30.0%、入浴支援機器11.1%、介護業務支援機器10.2%の導入があった。機器等の導入と安全かつ有効に活用するための委員会設置を設置している施設・事業所では、利用者の行動等の変化として根拠に基づいた支援につながった（6.19%）、利用者との自立支援につながった（46.3%）、利用者とのコミュニケーションの機会が増えた（38.8%）、施設・事業所全体では、施設・事業所のブランド化につながった（41.4%）、職員の離職防止につながった（39.4%）と回答していた。（(%）は、そう思う・かなりそう思う・ややそう思うの合計）

この他にヒヤリングでは、「入浴準備や片付けを効率化し、入浴介助時は余裕を持った援助ができるようになった」、「夜間の見守り負担が減少した」、「ヒヤリハット・事故等の状況の明確化に機器が役立った」等の効果があったことが示されているが、これらの支援機器の導入は幅広い施設・事業所にまで広がっている状況にはない。

２）中核人材の確保と介護助手の活用

生産性向上の取組推進のために、介護福祉士を中核人材として位置づけることやその役割を担う人材の確保が重要とされる意見が出されていることと併せて、介護職員が本来の介護業務に専念するためにも、介護助手の導入についても今後さらに検討をすすめていくべきだとする意見が出されている。

介護助手とは、①施設と直接の雇用関係にあり②介護職員との役割分担により利用者の身体に接することのない周辺業務のみを担っているものをいい、年齢が60歳以上の者を高年齢介護助手と定義[29]している。

介護老人保健施設を対象とした調査では、回答があった施設のうち54.5％が介護助手を雇用、担当している業務で多いのは、「居室や施設の清掃、備品の準備・片付け・補充作業等」（75.4％）、「ベッドメイキング」（56.3％）、「洗濯・洗濯物の回収・配布」（52.4％）等であった。介護助手を雇用する70％以上の施設が（介護職の）「業務負担感」「業務量」が減少していると思うと回答し、半数近くの施設が「介護の専門性を生かした業務への集中」が高まっていると思う[30]と回答している。

介護助手については、高齢者の社会参加や生きがいづくりという側面から研究されているものが多く、吉田ら（2019）[31]は、高齢者から「充実感や働く楽しみ、自信がついた」との結果が得られたことや、介護現場の変化では「周辺作業負担が軽減されたことにより、個別対応が可能となり、ケアの質が向上してきた」など一定の効果が得られたが、介護助手の定義のばらつきや介護職員との業務内容のすみわけが想定されていない現状があることを紹介している。介護助手には、介護現場における中高年層の人材活用という側面もあり都道府県の福祉人材センターでは、その活用を促すため「介護補助員等普及推進員」を配置している。しかし、介護助手向けの教材やマニュアルには、日本語能力や介護技術が未熟な外国人介護人材が周辺業務に従事する際に活用できるように翻訳されたものも存在しており外国人介護人材の活用も考えられていることもうかがわれる。

Ⅵ. 考察

介護現場の人材不足には拍車がかかり「福祉、医療」では、離職超過の状況となった。その背景には、職業として選ばれにくいということ以外にも生産年齢人口、就業者数の減少という人口構造の変化の影響もある。近年の介護人材の採用方法の変化からもその困難さをうかがい知ることができる。このように、今後必要とされる介護人材を日本人中心に充足させていくことは不可能な状況となっているといえる。

日本では、外国人介護人材の受入れが経済連携協定の中で始まり、人手不足を補うという労働市場の需要に基づいた積極的な政策ではなかったこともあり、外国人介護人材に関する複数の制度が成立してきた。そのような中、制度改正の議論では、これまで批判が高かった技能実習制度を実態に即して見直し人材確保と人材育成を目的とする新たな制度とすることや、国際的にも理解が得られ外国人材に選ばれる国になるようするという方向性が示された。これにより、日本でも外国人介護人材の受入れについて積極的に舵を切ることとなり、より多くの外国人介護人材が入ってくることになるであろう。

外国人介護人材の受入れで先行している台湾の研究では、先進国との賃金格差を前提とした先進国の基準に合う人材を先進国が導入するという新しい国際分業体制の動きを見ることができるという指摘がある。少子高齢化の進展は日本だけにみられる状況ではない。近隣諸国でも同様に介護需要の増大が予測されることから、外国人材に選んでもらうことができる制度設計が重要となっていくだろう。

当面は、新制度と現在の複数の制度間での調整が主なテーマとなっていくだろうが、外国人介護人材の受入れを職員採用計画の中に明確に位置づけることが、人材確保を図るうえで重要となるといえよう。

人材育成については、外国人介護人材により提供される介護サービスの満足度や働きぶりの評価が高いことからも一定程度の成果が出ていて、介護現場における教育やOJT（On the Job Training）の成果がうかがわれる。

しかしながら、採用している法人が外国人介護人材に期待している役割では、「基本的な介護業務への対応」であり「管理職等、部下を指導するポジションを担う」という役割への期待は低い。外国人介護人材がやりがいを持ちながら働き続けることができるような支援体制の整備が求められる。

介護保険法改正に向けた議論の一つである介護現場の生産性（業務改善）の向上では、介護福祉士を中核人材として位置づけることが示されている。前述した通り外国人介護人材に関して複数の制度が存在し複雑であるが、介護福祉士の資格取得へ向けた支援は重要な課題となるであろう。

もう一つ、同議論の中で取り扱われているものに介護助手の活用がある。介護職員が本来の介護業務に専念するためにも必要という意見が出されている。先行調査では、介護職の「業務負担感」「業務量」の軽減や「介護の専門性を生かした業務への集中」の効果があったとしていることから、本格的な導入に向けた制度設計がすすめられて行くであろう。ただし、介護助手については、高齢者の社会参加や生きがいづくりとして取り組まれているもの以外に、介護保険制度の中での位置づけや担う業務の明確化が必要となっていくだろう。すでに紹介されている教材やマニュアルには、日本語能力や介護技術が未熟な外国人介護人材が周辺業務に従事する際に活用できるように翻訳されたものも存在している。介護助手の仕事は、外国人介護人材が担うものという流れにならないように留意していく必要がある。それは、外国人介護人材の活躍を矮小化するものに他ならないからである。労働集約的要素が高い介護という仕事の中で、介護助手の導入が業務の階層化を生み、いわゆる二次労働市場が形成されてしまえば、介護人材を確保することがより困難となってしまうからである。

Ⅶ. おわりに

本稿では、介護人材確保をめぐる状況について、国内の状況や制度改正の議論と東アジアの中でいち早く外国人介護労働者の受け入れに踏み切った台湾との比較の中で、介護人材確保に向けた外国人介護人材確保の位置づけと課題について文献や資料を中心について論じてきた。しかしながら、日本より先行している台湾では、介護施設で雇用される外国人労働者よりも家庭において働く者の数が圧倒的に多く、施設で雇用されている外国人介護労働者に

対する研究はまだ十分にすすんでいない。政治的、文化的、制度的背景が異なるため他国との比較は容易ではないが、現地の介護施設での調査などを行いより知見を高めていきたい。

参考・引用文献

１）厚生労働省（2015）「2025 年度に向けた介護人材の需給推計（確定値）について」
２）厚生労働省（2021）「第 8 期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」
３）厚生労働省（2023）「今後の介護保険をとりまく状況（４）」『社会保障審議会介護保険部会（第 107 回）参考資料 1-2 介護保険制度の見直しに関する参考資料』20 頁
４）介護労働安定センター（2023）「令和 4 年度介護労働実態調査 事業所における介護労働実態調査報告書」43 頁
５）前掲書 4）39-40 頁
６）厚生労働省（2023）「令和 4 年度雇用動向調査」
７）厚生労働省（2021）「令和 3 年度版労働経済の分析－新型コロナウイルス化感染症が雇用・労働に及ぼした影響－」98-102 頁
８）株式会社リクルートスタッフィング「コロナ禍に転職した人の約 6 割がキャリアチェンジを実施」<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000023.000031056.html>（最終閲覧日 2023.12.28）
９）前掲書 4）181 頁
10）前掲書 4）75 頁
11）前掲書 4）77 頁
12）前掲書 4）78 頁
13）厚生労働省「外国人介護人材の受入れについて」
< https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html>（最終閲覧日 2023.12.28）
14）厚生労働省（2023）「外国人介護人材受け入れの仕組み」『社会保障審議会介護給付費分科会（第 223 回）資料 4 外国人介護人材にかかる人員配置上の取扱いについて（介護人材の確保と介護現場の生産性の向上）』23 頁
15）介護福祉士養成施設協会（2023）「介護福祉士養成施設における外国人留学生受入数の推移等」<https://kaiyokyo.net/news/r5_nyuugakusha_ryuugakusei.pdf>（最終閲覧日 2023.12.28）
16）前掲書 4）64-65 頁
17）厚生労働省（2023）「外国人介護職員による介護サービスの満足度・働きぶり（利用者・家族向けアンケート）」『社会保障審議会介護給付費分科会（第 223 回）資料 4 外国人介護人材にかかる人員配置上の取扱いについて（介護人材の確保と介護現場の生産性の向上）』10-18 頁
18）前掲書 17）2023 19-26 頁
19）小川玲子（2019）「東アジアにおける移住ケア労働者の構築」『社会学評論』70（3）244-247 頁
20）西下彰俊（2022）『東アジアの高齢者ケア　韓国・台湾のチャレンジ』新評論 195-196 頁

21）杏里和晃（2005）「高齢者介護施設の外国人労働者－台湾での聞き取り調査から－」『社会科学研究年報』35 龍谷大学社会科学研究所 55-76 頁
22）杏里和晃（2007）「施設介護に従事する外国人労働者の実態－雇用主の評価をもとに－」『Works Review』2 リクルートワークス研究所 132-145 頁
23）藤野達也（2017）「台湾の福祉サービスにおける外国人介護労働者の実態－高屏地区の高齢者通所施設及び入所施設の外国人労働者の受け入れ状況－」『総合福祉研究』21 262 頁
24）鄭安君（2023）「グローバル時代の海外福祉事情（Vol.30）台湾における外国人介護労働者の受け入れ（1）政治・経済・社会変化のなかの選択」『月間福祉』106（11）全国社会福祉協議会 92-95 頁
25）前掲書 22）132-145 頁
26）技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（2023）「最終報告書（概要）」< https:// www.moj.go.jp/isa/content/001407012.pdf >（最終閲覧日 2024.1.20）
27）厚生労働省（2023）「【資料 4】その他（外国人介護人材、地域の特性に応じたサービスの確保、介護現場における安全性の確保、地域区分）」『第 233 回社会保障審議会介護給付費分科会資料』<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001174804.pdf >（最終閲覧日 2023.12.28）
28）厚生労働省（2023）「【資料 3】介護現場の生産性向上の推進」『第 233 回社会保障審議会介護給付費分科会資料』
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001172996.pdf>（最終閲覧日 2023.12.28）
29）公益社団法人 全国老人保健施設協会（2021）『介護老人保健施設等における業務改善に関する調査研究事業報告書（令和 2 年度老人保健健康増進等事業）』2 頁
30）厚生労働省（2022）「資料 3 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進について」『第 99 回社会保障審議会介護保険部会資料』
< https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28430.html>（最終閲覧日 2023.12.28）
31）吉田志保、半田仁、小林桂子、齊藤美由紀、川廷宗之（2019）「介護業務内容の分析及びその階層化に関する予備的研究 1 －介護助手に焦点をあてて－」『敬心・研究ジャーナル』3（1）99-113 頁

研究論文

介護福祉職員の職業倫理に関する認識と課題
－日本介護福祉士会倫理綱領に関するアンケート調査から－

Awareness and issues regarding professional ethics among nursing care workers : From a questionnaire survey regarding the Code of Ethics of the Japan Association OF Certified Care Workers

松 本 末 信

要　約

本研究の目的は、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に従事する介護福祉職員を対象にアンケート調査を実施し、職業倫理をどのように捉えているのか、また、介護場面において意識し行動しているのかを明らかにすることである。

本研究では、公益社団法人日本介護福祉士会が定める職業倫理である「日本介護福祉士会倫理綱領」を介護福祉職員の職業倫理と定義した。アンケート調査結果に対しSPSS統計ソフトを使用し検定をおこなった結果、介護福祉士資格の取得方法（養成施設ルート、実務経験ルート）と日本介護福祉士会倫理綱領（知っている群、知らない群）とで有意な差が認められた。有意差が認められたものについては、自由記述で得られた回答をテキストデータにし、抽出語について分析をおこなった。SPSSによる検定結果と自由回答による抽出語から、介護福祉職員の職業倫理に対する認識と今後の職業倫理教育の在り方についての示唆を得ることができた。

キーワード：専門職倫理、職業倫理、介護福祉職、倫理教育、高齢者

はじめに

1987年（昭和62年）社会福祉士及び介護福祉士法が成立した。同法律では「介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障があるものにつき、入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」（第2条第2項）と定めた。その後、より質の高い人材を育成するため、2007年（平成19年）「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」を制定し大幅な見直しがなされた。介護福祉士の定義規定においては、「入浴、排泄、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」へと見直しがおこなわれた。さらに義務規定においては、「誠実義務」および「資質向上の責務」が追加された。「誠実義務」では、個人の尊厳を保持し自立支援という立場から介護をおこなっていくことが明記されている[1)]。

厚生労働省によると「令和3年度『高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果」[2)] において、養介護施設従業者等による

虐待判断件数及び相談・通報件数は、ともに調査開始以降、最多であり年々増加傾向にある。

先行研究により、介護福祉士や介護福祉職員の職業倫理の必要性や、その教育が重要であることが指摘されてきた。しかし、介護福祉職員に対する職業倫理教育の具体的な方法を示すまでには至っておらず、介護老人福祉施設等における介護福祉職員の職業倫理に関する認識という視点に立った研究も十分とはいえない。

本研究は、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に従事する介護福祉職員を対象にアンケート調査を実施し、職業倫理をどのように捉えているのか、また、介護場面において意識し行動しているのかを明らかにすることを目的とする。

Ⅰ．職業倫理の定義

医療、福祉の現場で用いられる生命倫理は、トム・L・ビチャームとジェイムズ・F・チルドレスの『生命医学倫理の諸原則』[3] が源流であり、対人援助職の職業倫理は、この生命倫理の自立性の尊重、無危害、善行、公正の4原則が基になっている[4]。職業倫理とは「特定の職業に要請される倫理、または職業人に求められる倫理、などのことを幅広く指す表現」[5] である。高橋（1997）は、島田燁子『日本人の職業倫理』の引用から「職業が社会的な活動として、人のかかわりのなかで成り立つ継続的な人間活動である以上、円滑な活動を進めるうえで、そこには人の行為を規制する社会的規範が求められるが、それが職業倫理である」[6] としている。また、新野（2011）は「職業倫理は、特定の職業に従事する者として適切な行動をとるように、従事者が自らを律するための行動規範・基準の事であり、換言すれば『何のために、どのように、この仕事をすればよいのか』従業者が自身に確認するための指標・尺度となるものである」[7] と述べている。

本研究においては、公益社団法人日本介護福祉士会が定める職業倫理である「日本介護福祉士会倫理綱領」を介護福祉職員の職業倫理と定義する。定義内容は「1.利用者本位、自立支援、2.専門的サービスの提供、3.プライバシーの保護、4.総合的サービスの提供と積極的な連携、協力、5.利用者ニーズの代弁、6.地域福祉の推進、7.後継者の育成 」[8] である。

Ⅱ．研究方法

1．アンケート調査

1）調査期間

2022年12月23日～ 2023年1月31日

2）調査対象

K県内の介護福祉施設（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護）、計9施設の介護福祉職員140人に発送し、8施設124人回収（回収率88.5％）

3）調査目的、内容

本研究は、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に従事する介護福祉職員を対象にアンケート調査を実施し、職業倫理をどのように捉えているのか、また、介護場面において意識し行動しているのかを明らかにすることを目的とする。(1) 基本属性、(2) 資格・研修の有無、(3) 介護福祉職の業務、(4) 日本介護福祉士

会倫理綱領に関する認識、について調査した。本調査の調査票は、『第14回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査報告書』[9] で使用された調査票を参考に作成した。

4）分析方法

アンケート調査で得られたデータのうち単一回答、または複数回答で得られたデータに関して、統計的解析にはSPSSを用い、有意な相関が認められたものについては、自由記述で得られた回答をテキストデータにし、抽出語について分析をおこなった。

5）倫理的配慮

本研究は熊本学園大学の「人を対象とする研究」に関する倫理委員会の承認（2022年12月12日）を受けアンケート調査を実施した。

質問紙調査依頼文に、本調査協力は自由意思であること、質問紙の回収をもって同意を得たものとすること、結果は本研究の目的以外に使用しないこと、アンケート回収後は、匿名化処理をおこない、研究対象者の個人情報等が特定できないよう取り扱いを厳守することを明記した。

Ⅲ．結果

１．アンケート調査結果

１）属性（表1）

表1 アンケート回答者の属性

n=124

項目	カテゴリー	人	(%)
性別	男性	48	38.7
	女性	76	61.3
年齢	10代	1	0.8
	20代	24	19.4
	30代	34	27.4
	40代	36	29
	50代	19	15.3
	60代	8	6.5
	70代	2	1.6
最終学歴	中学卒業	4	3.2
	高校卒業	47	37.9
	専門学校卒業	39	31.5
	短期大学卒業	13	10.5
	四年制大学卒業	21	16.9
介護福祉士資格の有無	介護福祉士資格あり	109	87.9
	介護福祉士資格なし	15	12.1
介護福祉士資格の取得方法	養成施設を卒業	37	29.8
	福祉系高等学校を卒業	5	4
	実務経験と実務者研修を修了	22	17.7
	実務経験	46	37.1
	その他	14	11.3
職場における立場	経営者(施設や事業所などを経営する者)	0	0
	施設や事業所などを束ねる管理者	2	0.6
	係長・主任・介護職チームリーダーの統括等の現場の管理者	6	4.8
	介護職のチームリーダー(ユニットリーダー)	22	17.7
	介護職員	88	71
	その他	6	4.8
雇用形態	正規職員	102	82.3
	非常勤職員、パート、アルバイト	20	16.1
	派遣職員	1	0.8
	その他	1	0.8
経験年数	1年未満	5	4
	1年以上3年未満	7	6
	3年以上5年未満	13	10
	5年以上10年未満	29	23
	10年以上20年未満	54	44
	20年以上	16	13

２）分析標本に関して（図1）

K県内の介護福祉施設、計9施設の介護福祉職員140人のうち8施設124人の同意を得ることができ（回収率は88.5％）、有効回答率は88.5％、分析標本は、女性76人（61.3％）、男性48人（38.7％）であった。

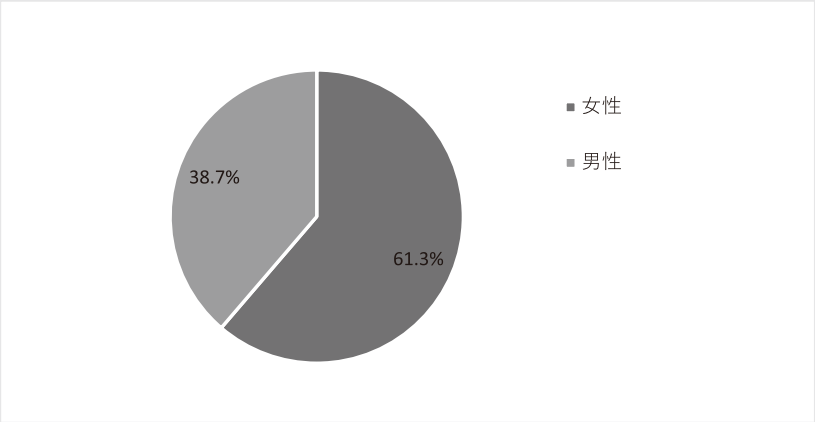

図 1 性別

３）日本介護福祉士会倫理綱領に関して

(1) 日本介護福祉士会倫理綱領に関する認知度（図2）

「心掛けて実践している」は6人（4.8％）、「常に意識はしている」は10人（8.1％）、「読んだことがある程度」は47人（37.9％）、「読んだことがない」は34人（27.4％）、「あることを知らない」は24人（19.4％）、「回答なし」は3人（2.4％）であった

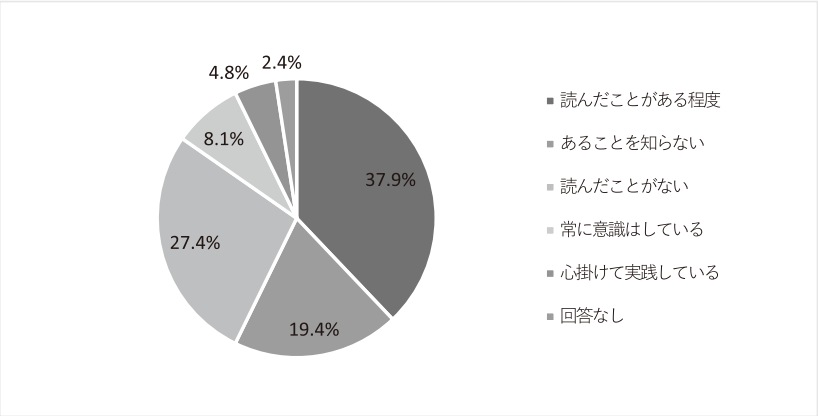

図 2　日本介護福祉士会倫理綱領の認知度

(2) 日本介護福祉士会倫理綱領をどのような機会に知ったか（図3）

「学校、養成施設の授業」は31人（25.0%）、「現場の研修会」は12人（9.7%）、「自治体が主催する研修会」は1人（0.8%）、「介護福祉士会が主催する研修会」は8人（6.5%）、「その他の団体が主催する研修会」は3人（2.4%）、「その他」は5人（4.0%）、「回答なし」は64人（51.6%）であった。

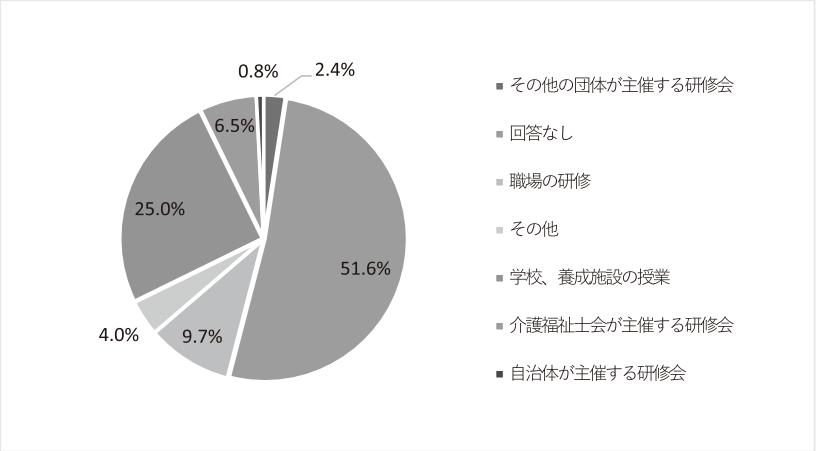

図３　日本介護福祉士会倫理綱領をどのような機会に知ったか

(3) どのような介護場面において実践しているか（表2）

「どのような介護場面において実践しているか」について、アンケート調査による自由回答を表2に示す。

表２　どのような介護場面において実践しているか

利用者が自己決定できるように利用者の状態に合わせた適切な方法で情報提供、業務上知り得た個人情報について業務中か否かを問わず秘密を保持。
支援の前には必ず今からすることをひとつづつ伝えている。利用者のニーズを常に会話の中から探りながら介護している。
介護だけには限らないが、まず、相手の立場になって考え何を望み、何を訴えているのかを考え、相手の気持ちをくみ取り、否定はせず、受け入れていこうと思っている。
トイレや入浴介助。
利用者本位であること。自立支援を第一に考え、介護実践すること。専門性の高いサービスの提供そのために介護の質の向上に努め、自ら提供したサービスに対し責任を持つこと。後継者を育成すること。
自宅のようなお風呂に1人で浸かりたいという利用者に対して個浴でゆっくりと入ってもらっている。山に行きたいという利用者に対して、一緒に山まで散歩している。着たい服を選んでもらう。

(4) どのような介護場面において意識しているか（表3）

「どのような介護場面おいて意識しているか」について、アンケート調査による自由回答を表3に示す。

表３　どのような介護場面において意識しているか

介護の仕事に従事しているときは常に利用者のためにと意識している。
認知症の利用者のケアをするときに特に考える。
利用者本位に立った支援、個々に支援方法は違う。
たとえ、どんなに忙しい時でも利用者から呼びかけられたり、コール等にも丁寧な対応を心掛けている。
介助する時は、声かけ、説明と同意を得る。おむつ交換をする際は、居室のドア、カーテンを閉め、プライバシーを守る。
全てではあるが特に利用者ニーズの代弁を意識している。
利用者と接する場面やケアのみでなく、日常の会話、コミュニケーション等全てで、会話の際の言葉遣い、態度、介護等のケア時に利用者が苦痛や負担を感じることがないよう心掛けて行う。
自分のおこなったケアの振り返りをおこなうようにしている。これで良かったのかと迷ったときには上司や同僚と話をし、アドバイスを受けより良いケアになるよう努めている。

４）日本介護福祉士会倫理綱領の認知度に関して

単純集計の結果を基に属性と設問内容に関するクロス集計及びカイ2乗検定をおこない、属性別で有意差が得られるか検証した。

日本介護福祉士会倫理綱領の認知度に関しては、「心掛けて実践している」「常に意識はしている」「読んだことがある程度」（以下、「知っている群」という）と「読んだことがない」「あることを知らない」「回答なし3人（2.4%）」（以下、「知らない群」という）の2群に分け、属性別にクロス表にした。その後、カイ2乗検定をおこない属性別に有意差が得られるか検証した。

その結果、日本介護福祉士会倫理綱領に関する認知について、介護福祉士資格の取得方法（養成施設ルート、実務経験ルート）の間で有意な差（P<0.05）が認められた（表4）。

表４　介護福祉士資格の取得方法と倫理綱領の認知度（カイ２乗検定の結果）

介護福祉士取得方法 と 日本介護福祉士会倫理綱領について のクロス表　n＝121

		日本介護福祉士会倫理綱領について 実践している 意識している 知っている	読んだことがない 知らない	合計
介護福祉士取得方法	養成施設を卒業、福祉系高校を卒業	30	12	42
	現場の実務経験、実務経験と実務者研修、その他	33	46	79
合計		63	58	121

*P<0.05

Ⅳ．考察

１．日本介護福祉士会倫理綱領の認識に関する考察

１）－１　日本介護福祉士会倫理綱領の認知度について

倫理綱領に関して、「読んだことがある程度」が37.9％と最も高い。最も低いのは「回答なし」を除く「心掛けて実践している」の4.8％であった。

倫理綱領に関しては、クロス集計の結果を基にカイ２乗検定をおこない、介護福祉士資格の取得方法（養成施設ルート、実務経験ルート）と倫理綱領の認知度（知っている群、知らない群）とで有意な差が認められている。さらに詳しい内容については「2クロス集計とカイ２乗検定の結果に関する考察」とあわせ後述する。

１）－２　どのような介護場面で倫理綱領を実践しているか

倫理綱領に関して、知っている群（心掛けて実践している、常に意識はしている、読んだことがある程度）は50.8％、知らない群（読んだことがない、あることを知らない、その他）は49.2％である。

倫理綱領に関して、「心がけて実践している」を選択した人の自由記述は6件にとどまっている。内容を概観すると、〈自己決定〉〈秘密保持〉〈利用者本位〉〈専門性の高いサービスの提供〉〈後継者の育成〉〈サービスに対する責任〉が記されている。このことから、専門職として自覚を持ち、倫理的な言動を意識的に活用していると考えられる。実践する介護場面では、食事介助、排泄介助、入浴介助等、利用者と直接関わる場面が多い。その際、利用者の言葉を傾聴しながら自立支援の実践をおこなっていることがわかる。

しかし、倫理綱領を意識して実践している介護福祉職員は少数であり、倫理綱領が介護福祉職員に十分浸透していないことが考えられる。倫理綱領を理解した実践者を増やすためには、職員教育や職場環境の整備、職業倫理に関する研修機会の確保、職場におけるケーススタディが必要である。

１）－３　どのような介護場面で倫理綱領を意識しているか

倫理綱領に関して、「常に意識はしている」を選択した人の自由記述は8件である。内容を概観すると、〈利用者のため〉〈利用者本位〉〈丁寧な対応〉〈説明と同意〉〈ニーズの代弁〉〈言葉遣い〉〈態度〉〈ケアの振り返り〉が記されている。また、自由記述をより詳細にみると意識しているだけではなく、実践していることがわかる。では、なぜ「心掛けて実践している」を選択しなかったのだろうか。理由として、介護実践に対し確信を持てていないことが考えられる。「常に意識はしている」を選択した介護福祉職員は日頃から意識、実践している。しかし、自分がおこなっている介護実践が、倫理綱領に沿ったものか確信がないため「常に意識はしている」にとどまっていると推察される。

２．クロス集計とカイ２乗検定の結果に関する考察

本調査の倫理綱領の認知度に関して、クロス集計の結果を基にカイ２乗検定をおこない、介護福祉士資格の取得方法（養成施設ルート、実務経験ルート）と倫理綱領（知っている群、

知らない群）とで有意な差が認められた。

介護福祉士資格の取得方法と倫理綱領のクロス集計を基にしたカイ2乗検定により以下の通り考察する。

現在、介護福祉士資格を取得するには、介護福祉士養成施設ルート、実務経験ルート、EPA他の3つがある。介護福祉士養成施設ルートでは、4年制大学、短期大学、専門学校、福祉系高等学校において、規定時間（介護福祉士養成施設1850時間、福祉系高等学校1855時間）を修了することで、介護福祉士として必要とされる基礎的な知識、技術、演習、実習等の専門性を身につけ国家試験を受験することができる。実務経験ルートでは3年間の実務経験と実務者研修（450時間）を修了した後、国家試験を受験することができる。EPA他では、外国人労働者が3年間の実務経験と実務者研修を修了した後、国家試験を受験することができる。各ルートにおいて、介護福祉の専門的な学習機会はあるが、養成施設ルートとその他のルートでは総時間数に4倍以上の差がある。また、養成施設ルートのカリキュラムでは、介護福祉の基礎的理解に始まり、演習や実習の各段階を経て、介護福祉の応用といった体系的、重層的な学習カリキュラムになっているのに対し、実務経験ルートでは、そのような学習プログラムになっていない。実務経験ルートでは、まず介護福祉現場において実践的介護を経験し、450時間の実務者研修を経て国家試験を受験するという流れになっている。このような学習時間や学習プログラムの違いが、介護福祉士の倫理綱領の認識度に影響していると考えられる。

次に、学習における繰り返し、つまり職業倫理に触れる頻度の違いが関係していると考えられる。先述した通り養成施設ルートでは、その他のルートの4倍以上の学習時間をかけ介護福祉士を養成する。介護福祉士養成施設における倫理教育について角田（2016）は、「多くの養成施設において、介護の基本などの介護科目でも倫理的内容を扱う傾向にあり、倫理科目と重複して倫理を学ぶ機会がある」[10] と述べており、養成施設ルートでは、必然的に職業倫理について触れ、考える機会が多くなると推察される。実務経験ルートでは、職業倫理を学ぶ機会があっても、その他の必須科目に埋もれ広く浅く学ぶにとどまっていると考えられる。また、実務経験ルートから資格を取得した人及び無資格者では、本調査の「介護福祉士の職業倫理についてこれまで研修会に参加したことがあるか」に関して、73.4％が「参加したことがない」と回答している。一方、「介護福祉職の職業倫理に関する研修会等の機会があれば参加したいか」に関しては、「非常に参加したい」「参加したい」「やや参加したい」を合わせて76.6％が「参加したい」と回答している。これらの結果から、実務経験ルートによる資格取得者や無資格者は職業倫理に関する研修に興味があり、研修参加の意思や学習意欲が高いことがわかる。これまで職業倫理や倫理綱領について学びたいというおもいはあっても、学習することができる場所や研修機会が限られていたと考えられる。

V．まとめ

本研究では、介護福祉職員が必要な職業倫理をどのように捉え、介護福祉現場において意識し行動しているかを明らかにするため、介護福祉施設で働く介護福祉職員を対象にアンケート調査を実施し、SPSS統計ソフトを使用し検定をおこなった。さらに、検定結果において有意差が得られた項目およびアンケートの自由記述に関しては、統計的解析にはSPSSを用い、有意な相関が認められたものについては、自由記述で得られた回答をテキストデータにし、抽出語について分析をおこなった。

その結果、以下のことが明らかになった。

１．介護福祉職の倫理綱領について、「心掛けて実践している」「常に意識はしている」と回答した人は全体の1割程度であり、自由回答においても14件である。また、「倫理綱領に関する研修会に参加したことがあるか」については「参加したことがない」が7割強であった。これらの結果から、介護福祉職員の職業倫理に対する認識は決して十分とは言えない。近年、介護福祉職員には、特に介護福祉サービスに対し専門的根拠が求められるようになっている。しかし、職業倫理という角度から介護福祉職員をみたとき職業倫理に関する知識・技術が不十分であることがわかった。一方、「研修機会等があれば参加したいか」については参加したい群が、7割強と多い。介護福祉職員の多くは、職業倫理に関しての知識・技術が不十分ではあるものの、学びたいという意欲が高い傾向にある。

本調査では、実務経験ルートに比べ養成施設ルートの資格取得者のほうが職業倫理を意識、実践している傾向が高いことが明らかになった。現在、介護福祉士資格取得に関して実務経験ルート、その他が約8割を占める。これらの介護福祉職員が養成施設ルートと同等以上の職業倫理を身につけ、介護福祉現場において実践できるようになるためには、養成施設ルートと同等の教育機会の確保や職場におけるケーススタディならびに知識・技術等のアップデートが必要であろう。さらに、さまざまな理由により教育や研修への参加が難しい職員には、動画配信やオンデマンド等のICTを活用した教育機会、学習機会の確保、提供が求められる。

２．本調査の倫理綱領の認知度に関して、カイ2乗検定をおこない、介護福祉士資格の取得方法と倫理綱領の認知度において有意な差が認められた。養成施設ルートに関しては、実務経験ルート、その他に比べ約4倍の時間をかけて介護福祉を体系的、重層的に学ぶ。しかし、実務経験ルート等ではこのようなプログラムにはなっていない。そのため、学習における繰り返し、つまり職業倫理について学ぶ頻度に違いがある。養成施設ルートでは、必然的に職業倫理について触れ体系的に学ぶ。これに対し実務経験ルートでは、職業倫理を学ぶ機会はあっても体系的に学んでいるわけではない。そのため、介護福祉現場における実践につながり難いと考えられる。今後、養成施設ルートと実務経験ルートにおける認知度の差を改善するためには、実務経験ルートにおける教育プログラムの見直しや教育、研修の機会を確保し実施することが求められる。

おわりに

本研究は、介護福祉職員に必要な職業倫理をどのように捉え、介護福祉現場において意識し行動しているかを明らかにするため、介護福祉施設で働く介護福祉職員を対象にアンケート調査を実施したものである。その結果、介護福祉職員の職業倫理に関する認識と課題について一定程度明らかにすることができた。しかし、対象地域を限定したこと、調査対象を介護福祉施設で働く介護福祉職員を対象にしたこと、調査票に課題があったことなどから、今回の調査結果をもって一般化できるものではないと考えている。

今後、職業倫理研修等のあり方について研究をすすめ、新たな知見を得ていきたい。

謝辞

本研究にあたり、調査にご協力いただきましたK県介護福祉施設の職員の皆様に深謝いたします。

参考・引用文献

1）『社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案について』厚生労働省社会・援護局 2007.3,pp.1-5.

2）『令和 3 年度高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』に基づく対応状況等に関する調査結果　厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00024.html, 2023.1.20

3）アルバート・R・ジョンセン 細見博志 訳『生命倫理学の誕生』第一版 ,2009.

4）丸山 英二『生命倫理 4 原則と医学研究』日本義肢装具学会誌 ,Vol.27.No1.pp.58-64,2011.

5）『特定の職業に要請される倫理、または職業人に求められる倫理、などのことを幅広く指す表現』実用日本語表現辞典
https://www.weblio.jp/content/%E8%81%B7%E6%A5%AD%E5%80%AB%E7%90%86?dictCode=JTNHJ,2023.1.20

6）高橋 五江「社会福祉専門職の倫理の基盤について」淑徳大学社会学部研究紀要 , 31, pp.19-34,1997

7）新野 三四子「福祉ワーカーの職業倫理と実践の大義」追手門学院大学社会学部紀要 , 5, pp.77-105,2011.

8）『日本介護福祉士会倫理綱領 日本介護福祉士会倫理基準（行動規範）』
公益社団法人日本介護福祉士会 , https://www.jaccw.or.jp/about/rinri 2023.2.13

9）『第 14 回介護福祉士の就労実態と専門性の意識に関する調査報告書』公益社団法人日本介護福祉士会 , p.41, 2023.

10）角田 ますみ「シラバスからみる大学における介護福祉士養成課程の倫理教育」日本生命倫理学会 生命倫理 , 26, pp.35-45,2016.

研究論文

子どもの主体的な絵本活動を促す物的環境について
―保育士の絵本環境に対する意識に焦点を当てて―

Physical environment that encourages
children's independent picture book activities
－Focusing on Teachers' Awareness of the Picture Book Environment－

田 中 優 也

1．問題の所在

保育のあり方については、1990年の保育所保育指針の改定により、保育士主導の保育から「子どもの主体的な活動」を大切にした保育、遊びや環境を通した保育へと大きく転換した（長谷川2020）。2018年には、改訂版保育所保育指針おいて「子どもが自発的・意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。」と示され、子どもの主体的な活動を支えるためには、子どもが自ら興味を示すことのできる環境を計画することが重要であることが明示された。また幼稚園教育要領においても、幼稚園教育は「環境を通して行うことを基本とする」と記されており、保育において環境の構成はもっとも重要な保育実践のひとつであることが分かる。ここでいう環境とは、人や物、場である。保育士は、これらの環境が子どもと相互にかかわりあうことで、子どもの主体的な活動が引き出されることを十分に理解し、豊かで応答性のある環境を整えていくが大切である。そのため保育士の行う保育環境の構成が、子どもの「主体的な活動」にどのような影響を与えているのかについて検討することは、今後の保育実践を支える重要な知見のひとつとなるであろう。

そこで今後においては、保育士が行う環境構成によって、子どもの行動や遊びにどのような影響が生じるのかについて明らかにすることを目的として研究を進めていく。本研究では、保育環境のなかでも特に絵本を取り巻く環境（以下：絵本環境）に注目する。絵本環境とは、保育現場において子どもが絵本に親しむために保育士が構成する環境のことである。人的環境では保育士による読み聞かせや言葉かけなどが挙げられる。物的環境としては、絵本の種類や数、絵本予算、絵本棚の位置、絵本棚周辺の環境、絵本の陳列方法などである。本研究においては、絵本環境の中でも物的環境に焦点を絞り検討を行うものとする。

2．保育における絵本意義について

保育において絵本の読み聞かせは、子どもの自己形成や共感性、協調性を育てるなど情緒や対人関係の発達に関係し、その後の主体的な読書活動にも繋がる重要な保育活動である。保育所保育指針解説（2018）において絵本の意義については、「子どもは、絵本や物語などで見たり、聞いたりした内容を自分の経験と結び付けながら、想像したり、表現したりすることを楽しむ」、「絵本を通し子どもは、なぜ、どうしてという不思議さを感じたり、わくわく、どきどきして驚いたり、感動したりする。また、悲しみやくやしさなど様々な気持ちに触れ、

他人の痛みや想いを知る機会にもなる。」と示されている。また、領域「言葉」の「内容の取り扱い」においては、「幼児が生活の中で、言葉のリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること」と示されており、保育実践に絵本や物語を積極的に取り入れ、言葉の獲得に繋がる豊かな環境を作り出すことが保育士に求められていることが分かる。

さらに絵本の重要性だけなく、子どもが主体的に絵本を読むための環境に対する充実も問われている。保育所保育指針解説（2018）においては、「絵本が子どもの目に触れやすい場所に置かれ、落ち着いてじっくり見ることができる環境があることで、一人一人の子どもと絵本との出会いは一層充実したものとなっていく。そのために、保育室における子どもの導線などを考えて絵本のコーナーを作っていくようにすることが求められる。」と絵本環境の重要性について記述している。また管原（2020）は、新・保育環境評価スケール①(2016)を用いて、絵本に関する保育環境の観察・評価を行った。その結果、個別的な絵本の読み聞かせの機会の重要性やくつろいで絵本を読むことのできる空間の設定の必要性について指摘している。

しかしその一方で、西本ら（2013）は、コーナー設定には理論的枠組みがないため、保育士が経験則で設定を行わざるを得ないこと、園によってコーナー設定の程度が異なることを指摘しており、保育現場における絵本環境設定の難しさについて問題提起している。つまりは、幼児期における絵本活用や絵本環境の意義や重要性について様々な観点から示されている一方で、子どもが主体的に絵本を活用するための絵本環境の理論的枠組みについては明らかとされておらず、絵本環境構成の現状としては各園や各保育士の経験や感性に頼り切っている現状であるといえよう。そのため子どもの主体的な絵本活動を支えるためにも、絵本環境についての理論的な枠組みを整えることが急務といえるだろう。

3．保育施設における絵本を取り巻く環境に関する先行研究

管原（2020）は、幼稚園において、新・保育環境スケール①(2016）を用いて保育観察・評価を行なった。その結果、保育環境を充実させていくためには、個別的に読み聞かせを行う機会を増やすことや、くつろいで絵本を読む空間を整えることが必要であることを指摘した。その一方で、どのような絵本環境に整えることが必要であるのかについてまでの検討はなされておらず、考察が十分であるとは言い難い。

山田（2011）は、幼稚園の絵本コーナーに着目し、子どもの様子を観察しながら、テーブルを配置するなどの環境を変化させ、それによって絵本コーナーを利用する子どもの様子が変化する過程をまとめている。しかし、保育室に元から設定されていた絵本コーナーを変化させることでの検討に留まっており、保育室のどの場所に絵本コーナーを設定することが有効であるかについては、検討はなされていなかった。

神林ら（2016）は、幼稚園３園を対象として既存の絵本コーナーでの子どもの活動を動画と写真で撮影し、その様子をもとに考察を展開している。その結果、読み聞かせの場所として絵本コーナーを活用することで、普段絵本に親しみのない子どもにも絵本に興味を持たせ

るきっかけとなることを明らかにし、幼児の目的に合わせて絵本コーナーを設置することの必要性を指摘している。しかし、既存の絵本コーナーからの考察のみに留まっているため多面的な考察と言えるものではなかった。

辻村ら（2007）は、絵本コーナーの使用について事例をもとに分析を行った。その結果、絵本コーナーを利用している3割の子どもが絵本に触れずに、その場所を癒しの空間として利用していることを明らかとした。この研究の対象である幼稚園は園の中心にある玄関ホールの一角に絵本コーナーが設置してあり、そこを子どもが自由に利用できるものとなっている。神林らの研究と同様に既存の固定された絵本コーナーの利用について観察を行ったに過ぎず、絵本環境について十分に検討がなされているとは言い難い。

以上のように、保育現場における絵本環境に関する研究は数多く存在するものの、現状の利用状況から考察を行う程度に留まっているものや、既存の絵本コーナー充実や動線に焦点を当てた研究が主なものとなっている。しかし、絵本を取り巻く環境設定を検討するうえで、そもそも保育室内のどの位置に絵本棚やコーナーを設置することが有効であるかについて焦点を当てた研究は進められていない。そのため今後、絵本環境について検討を進めるためには、保育室内のどの場所に絵本棚やコーナーを設置することで、子どもが自然と絵本を手に取ることできるのかについて検討を行う必要があると考える。より有効的な場所について検討を深めることができれば、現在、研究が進んでいる絵本棚の周辺環境の充実や動線についての研究もさらに生かされることができるだろう。

4．本研究の目的

本研究は、博士論文執筆に際しての予備調査として実施した。今後においては、保育所において子どもが主体的に絵本を手に取り、楽しむことのできる絵本環境の理論的枠組みの構築を目的とした研究を進めていく。そのための予備調査として本研究においては、保育所保育士を対象として、絵本環境における物的環境についての現状や意識について把握することを目的とした。

絵本環境についての理論的な枠組みが存在しない現在において、保育所における絵本環境の現状や保育士の絵本環境に対する意識を明らかとすることで、今後の保育所における絵本環境の在り方に示唆を与えることができると考える。

5．倫理的配慮

本調査に当たり、次の倫理的配慮を行った。調査はあくまでも任意のものであり、強制されるものでないことを調査用紙に明記した。調査実施においては、回答者が特定できないよう無記名で行った。また調査目的、個人情報の保護等についての説明した研究計画書を調査用紙とともに提示した。本調査を実施するにあたり、熊本学園大学倫理審査委員会「人を対象とする研究」に関する倫理審査にて、令和5年8月21日に許可を取得した。

６．研究手法

本研究では、Google Formsを活用したアンケート法を採用した。一般社団法人Ａ市保育園連盟に依頼を行い、令和5年10月9日に理事会において認証を受け、一般社団法人Ａ市保育園連盟事務局より、私立認可保育園115カ園の園長当てにメールにて、本アンケートを配布した。期間は、令和5年10月10日～ 11月17日であった。アンケートは園長や副園長、主任保育士等の管理職者用と保育士用の２つに分けて実施した。その結果、管理職者9名、保育士18名より回答を得た。

４．単純集計結果

第一項　基本属性

（１）属性

役職については27名中、「園長」5名（18.5％）、主任保育士4名（14.2％）であった。保育士18名（66.7％）であった（表１）。

表1　属性（ｎ＝27）

項目	件数	割合
園長	5	18.5
主任保育士	4	14.2
保育士	18	66.7

（２）年齢

年齢については27名中、「20代」4名（14.8％）、「30代」4名（14. 8 ％）、「40代」11名（40.7 ％）、「50代」4名（14.8％）、「60代」4名（14.8％）、「70代」0名（0％）であった（表２）。

表２　年齢（ｎ＝27）

項目	件数	割合
20代	4	14.8
30代	4	14.8
40代	11	40.7
50代	4	14.8
60代	4	14.8
70代以上	0	0

（３）経験年数

１－１　保育士としての経験年数

保育士としての経験年数について尋ねた。経験年数については、正規職員期間だけでなく非正規職員期間も含むものとした。また途中退職期間は除くものとした。その結果、回答者26名、未回答者1名であった（表3）。保育士として経験年数は、「１年未満」0名（0％）、「1年以上5年未満」4名（15.4％）、「5年以上10年未満」2名（7.7％）、「10年以上15年未満」4名（15.4％）、「15年以上20年未満」2名（7.7％）、「20年以上」14名（53.8％）であった。

表３　保育経験年数（ｎ＝26）

項目	件数	割合
1年未満	0	0
1～5年未満	4	15.4
5～10年未満	2	7.7
10～15年未満	4	15.4
15～20年未満	2	7.7
20年以上	14	53.8

１－２　管理職としての経験年数

本項目は管理職者のみに質問した。その結果、回答者８名、未回答者１名であった（表4）。管理職者としての経験年数は、「1年未満」0名（0％）、「1年以上5年未満」1名（12.5％）、「5年以上10年未満」0名（0％）、「10年以上15年未満」1名（12.5％）、「15年以上20年未満」1名（12.5％）、「20年以上」5名（62.5％）であった。

表4　管理職経験年数（ｎ＝8）

年数	件数	割合
1年未満	0	0
1～5年未満	1	12.5
5～10年未満	0	0.0
10～15年未満	1	12.5
15～20年未満	1	12.5
20年以上	5	62.5

（４）担当クラス

本項目では保育士にのみ、現在の担当クラスについて質問を行った（表５）。その結果、「0歳児」3名（16.7％）、「1歳児」2名（11.1％）、「2歳児」3名（16.7％）、「3歳児」4名（22.2）、「4歳児」2名（11.1％）、「5歳児」3名（16.7％）、「その他」1名（5.5％）であった。

表5　担当クラス（ｎ＝18）

クラス	件数	割合
0歳児	3	16.7
1歳児	2	11.1
2歳児	3	16.7
3歳児	4	22.2
4歳児	2	11.1
5歳児	3	16.7
その他	1	5.6

（５）読書機会

本項目では、回答者に自身の読書機会について尋ねた（表６）。その結果、「よく読む」6名（22.2％）、「どちらかというと読む」5名（18.5％）、「あまり読まない」8名（29.6％）、「ほとんど読まない」8名（29.6％）であった。「あまり読まない」「ほとんど読まない」が全体の59％を占めており、保育士の半数は自身のプライベートな時間に本を読む機会があまりないことが分かった。

表6　読書機会（ｎ＝27）

項目	件数	割合
よく読む	6	22.2
どちらかというと読む	5	18.5
あまり読まない	8	29.6
ほとんど読まない	8	29.6

第二項　保育所における絵本体制について

本項目では管理職者に対して実施した。本項目では、保育所において絵本に関する体制や方針について明らかとすることを目的とした質問を行った。

（１）絵本の所蔵数

現在の絵本の所蔵数について尋ねた（表７）。その結果、「50～100冊未満」0名（0%）、「100 ～ 300冊未満」0名（0%）、「300 ～ 500冊未満」4名（44.4%）、「500 ～ 1000冊未満」2名（22.2%）、「1000 ～ 1500冊未満」1名（11.1%）、「1500冊以上」2名（22.2%）であった。もっとも少ない所蔵数ともっとも多い所蔵数の園を比較すると、少なくとも5倍以上の差があることが分かった。

表7　絵本所蔵数（ｎ＝9）

項目	件数	割合
50～100冊未満	0	0
100～300冊未満	0	0
300～500冊未満	4	44.4
500～1000冊未満	2	22.2
1000～1500冊未満	1	11.1
1500冊以上	2	22.2

（２）絵本の所蔵数満足度

現状の絵本数が十分であるかにつて尋ねた（表８）。その結果、「そう思う」1名（11.1%）、「ややそう思う」7名（77. 8%）、「あまりそう思わない」1名（11.1%）、「そう思わない」0名（0%）であった。ほとんどの管理職者は現在の園所蔵している絵本の数は十分であると認識していることが分かった。

表8　絵本所蔵数満足度（ｎ＝9）

項目	件数	割合
そう思う	1	11.1
ややそう思う	7	77.8
あまりそう思わない	1	11.1
そう思わない	0	0

（３）必要な所蔵数

絵本の所蔵数が十分であるかの問いに対して「あまりそう思わない」、「そう思わない」と回答した方にのみ本項目について回答を求めた。今回は「あまりそう思わない」と回答したものは１名であった。どのくらいの所蔵数が必要であるかについて尋ねたところ、「500 ～ 1000冊未満」との回答であった。前項の質問である「現在の絵本の所蔵数」についての回答が、「300 ～ 500冊未満」であったため、この管理職者は園での現在の所蔵数では足りないと考えているようだ。

表9　絵本所蔵数（ｎ＝1）

項目	件数	割合
50～100冊未満	0	0
100～300冊未満	0	0
300～500冊未満	0	0.0
500～1000冊未満	1	100.0
1000～1500冊未満	0	0.0
1500冊以上	0	0.0

（４）園の年間絵本予算

年間の絵本予算の現状について尋ねた（表10）。その結果、「1万円未満」1名（11.1％）、「1～5万円未満」4名（25.0％）、「5～10万円未満」2名（22.2％）、「10～20万円未満」1名（11.1％）、「20～30万円未満」1名（11.1％）、「30万円以上」0名（0.0％）であった。絵本にかける予算は各園でかなりのばらつきがあることが分かった。

表10　絵本年間予算（ｎ＝9）

項目	件数	割合
１万円未満	1	11.1
１～５万円未満	4	25.0
５～１０万円未満	2	22.2
１０～２０万円未満	1	11.1
２０～３０万円未満	1	11.1
３０万円以上	0	0.0

（５）絵本の年間予算満足度

現在の絵本の年間予算数は十分であるかにつて尋ねた（表11）。その結果、「そう思う」2名（22.2％）、「ややそう思う」5名（55.6％）、「あまりそう思わない」1名（11.1％）、「そう思わない」1名（11.1％）であった。ほとんどの管理職者は現在の絵本年間予算が十分であると認識していることが分かった。

表11　絵本年間予算満足度（ｎ＝9）

項目	件数	割合
そう思う	2	22.2
ややそう思う	5	55.6
あまりそう思わない	1	11.1
そう思わない	1	11

（６）必要な絵本の年間予算

絵本の絵本年間予算が十分であるかの問いに対して、「あまりそう思わない」、「そう思わない」と回答した2名にのみ本項目について回答を求めた（表12）。どのくらいの所蔵数が必要であるかについて尋ねたところ、「1～5万円未満」1名（50.0％）、「20～30万円未満」1名（50.0％）であった。

表12　必要年間予算（ｎ＝2）

項目	件数	割合
１万円未満	0	0.0
１～５万円未満	1	50.0
５～１０万円未満	0	0.0
１０～２０万円未満	0	0.0
２０～３０万円未満	1	50.0
３０万円以上	0	0.0

（７）絵本の選定者

園の所蔵する絵本をどなたが選んでいるのかについて複数回答にて尋ねた（表13）。その結果、「園長や副園長等の管理職者」9名（100.0％）、「各クラスの担当保育士」9名（100.0）、「図書館司書」0名（0.0％）、「絵本専門士」0名（0.0％）、「保護者」0名（0.0％）、「子ども」0名（0.0％）、「業者の推薦」1名（11.1％）であった。絵本の選定は、管理職者と保育士がともに選んでいることが分かった。

表13　絵本の選定者（ｎ＝9）

項目	件数	割合
園長や副園長等の管理職者	9	100.0
各クラスの担当保育士	9	100.0
図書館司書	0	0.0
絵本専門士	0	0.0
保護者	0	0.0
子ども	0	0.0
業者の推薦	1	11.1

（８）絵本の読み聞かせに関する園の方針設定の有無

保育所において、絵本の読み聞かせの回数や冊数などについて方針を定めているかについて尋ねた（表14）。その結果、「方針を定めている」2名（22.2％）、「指定はしていないが、極力たくさん読むように指示している」2名（22.2％）、「保育士の裁量に任せている」4名（44.4％）、「特別な方針は定めていない」1名（11.1％）であった。つまりは保育所において、絵本の読み聞かせについて特別に方針を定めている園は少なく、各保育士が独自に絵本の読み聞かせを行っている現状が示唆された。

表14　絵本の読み聞かせ方針（ｎ＝9）

項目	件数	割合
方針を定めている	2	22.2
指定はしていないが、極力たくさ	2	22.2
保育者の裁量に任せている	4	44.4
特別な方針は定めていない	1	11.1

（９）絵本の読み聞かせにおける園の方針内容

保育所において、絵本の読み聞かせの回数や冊数などについて方針を定めているかについての質問に対して、「方針を定めている」と回答した2名に対して、どのような方針であるのかについて自由記述にて回答を求めた。回答については以下の通りである。「月ごとに月間絵本を購入している。」、「全クラス毎月一冊決まった絵本を読む。季節にあった本、行事の本、昔話、環境としての図鑑などを常時設定し読む。」であった。方針を定めていると回答した保育所においては、月間絵本を購入し、必ずその本を読むよう定められていることが分かった。その一方で園の方針として、絵本を読む回数や絵本を選ぶ基準といった細かな方針を定めていないことが分かった。

（１０）デイリープログラム

保育所において、絵本の読み聞かせ時間をデイリープログラムに示しているかについて尋ねた（表15）。その結果、「示されている」1名（11.1％）、「デイリープログラムには記載していないが、決まっている。3名（33.3％）、「保育士の裁量に任せている」2名（22.2％）、「時間は決まっていない」3名（33.3％）であった。保育所において、絵本の読み聞かせをデイリープログラムに記載している園は、ほとんどないことが明らかとなった。

表15　デイリープログラム（ｎ＝9）

項目	件数	割合
示されている	1	11.1
デイリープログラムには記載していないが、決まっている	3	33.3
保育士の裁量に任せている	2	22.2
時間は決まっていない	3	33.3

（１１）読み聞かせの時間帯

保育所において、絵本の読み聞かせ時間をデイリープログラムに示しているかの質問に対して、「示されている」、「デイリープログラムには記載していないが、決まっている」と回答した４名に対して、読み聞かせを行う時間について複数回答にて尋ねた（表16）。その結果、「朝の会」3名（75.0％）、「昼食」0名（0.0％）、「午睡」2名（50.0％）、「おやつ」0名（0.0％）、「帰りの会」3名（75.0％）、「自由遊び」3名（75.0％）であった。

表16　読み聞かせ時間（ｎ＝4）

項目	件数	割合
朝の会	3	75.0
昼食	0	0.0
午睡	2	50.0
おやつ	0	0.0
帰りの会	3	75.0
自由遊び	3	75

第二項のまとめ

本項においては、管理職者を対象として、保育所における絵本を取り巻く園の体制や方針について質問を行った。その結果、各保育所において、絵本の所有数や年間予算の現状や意識にばらつきがあることが明らかとなった。前章において述べた通り絵本は保育にとって欠かせない保育教材である。しかし、もちろん重要な保育教材は絵本だけではない。画用紙等の製作物や玩具、環境を構成するためのさまざまな備品等、保育所に必要なものは数え切れないほど存在する。そのため、各保育所においてどの保育教材にどの程度予算を設定する必要があるのか等についての判断は各園に任せられている。そのため今後においては、各年齢において必要な絵本数や絵本の種類等を明らかにすることが絵本環境を整えるために重要なことといえるだろう。

また、保育所において絵本についての方針やデイリープログラムを掲げている園はほとんど見られなかった。そのため保育所における絵本の読み聞かせの現状としては、各担当保育士の裁量によって絵本の読み聞かせが行われていることが示唆され、保育士の絵本に対する意識の差によって子どもが絵本に触れる機会にも影響が出ることが予想できる。そのため各保育士の絵本に対する意識が絵本の読み聞かせの頻度等にどのような影響を及ぼすのかについて検討を行うことも必要であろう。

第三項　保育士における絵本

本項では、保育士を対象に絵本の読み聞かせにおける現状や意識について明らかとするために質問を行った。

（１）クラス全体に向けての読み聞かせの有無

保育時間において、クラス全体に向けて絵本の読み聞かせを行うか否かについて尋ねた。その結果、回答者全員が「行う」と回答した（18名）。

（２）一週間の読み聞かせを行う冊数

クラス全体に向けて、週にどの程度読み聞かせを行うかについて尋ねた（表17）。その結果、「1～2冊」2名（11.1%）、「3～4冊」2名（11.1%）、「5～10冊」6名（33.3%）、「10冊以上」8名（44.4%）であった。一週間に絵本を読む冊数については、もっとも少ない冊数が「1～ 2冊」。もっとも多い冊数は「10冊」以上であった。つまりは、各保育士によって一週間の読み聞かせの冊数に大きく差があることが明らかとなった。その一方で、7割以上の保育士は週に5冊以上の絵本を保育時間中に読み聞かせを行っていることが分かった。

表17　週の読み聞かせ数（ｎ＝18）

項目	件数	割合
１～２冊	2	11.1
３～４冊	2	11.1
５～１０冊	6	33.3
１０冊以上	8	44.4

（３）読み聞かせ時間

クラス全体に向けての読み聞かせはどの時間に実施されているのかについて尋ねた（表18）。その結果、「朝の会」9名（50.0%）、「主活動」7名（38.9%）、「昼食」4名（22.2%）、「午睡」11名（61.1）、「おやつ」4名（22.2%）、「帰りの会」9名（50.0%）、「自由遊び」8名（44.4%）、「その他」1名（5.6%）であった。「その他」については、「活動に移る合間」、「居残り保育中」であった。さまざまな保育時間において絵本が活用され、保育士による読み聞かせが行われていることが明らかとなった。

表18　読み聞かせ時間（ｎ＝18）

項目	件数	割合
朝の会	9	50.0
主活動	7	38.9
昼食	4	22.2
午睡	11	61.1
おやつ	4	22.2
帰りの会	9	50.0
自由遊び	8	44.4
その他	1	5.6

（４）絵本を選ぶ基準

読み聞かせを行うために絵本を選ぶ際、どのようなことを意識して絵本を選定しているかについて複数回答にて尋ねた（表19）。その結果、「遊びや活動に繋げるため」13名（72.2%）、「子どもの集中力を高めるため」3名（16.7%）、」「言葉への興味関心や獲得に向けて」11名（61.1%）、「文字への興味関心や獲得に向けて」1名（5.6%）、「子どもの想像力を豊にするため」7名（38.9%）、「季節感を感じてもらうため」10名（55.6%）、「行事の関心を高めるため」5名（27.8%）、「ルールや約束事を伝えるため」4名（22.2%）であった。

表19　絵本を選ぶ基準（ｎ＝18）

項目	件数	割合
遊びや活動に繋げるため	13	72.2
子どもの集中力を高めるため	3	16.7
言葉への興味関心や獲得に向けて	11	61.1
文字への興味関心や獲得に向けて	1	5.6
子どもの想像力を豊にするため	7	38.9
季節感を感じてもらうため	10	55.6
行事の関心を高めるため	5	27.8
ルールや約束事を伝えるため	4	22.2

もっとも回答が多かった項目は、「遊びや活動に繋げるため」（14名）であった。また回答が多かった項目を見ると、「季節感を感じてもらうため」(10名)、「行事への関心を高めるため」(5名）が挙げられる。つまり、保育士は絵本を、子どもが絵本を通してこれからの遊びや活動、季節感に興味関心を持たせるための導入として絵本を活用していることが示唆される。

２番目に回答数が多かった項目は、「言葉への興味関心や獲得に向けて」(11名）であった。その一方で、「文字への興味関心や獲得に向けて」への回答は１名であった。つまり保育士は絵本の読み聞かせにおいては、子どもたちの言葉への興味関心を高めることや語彙の獲得に向けて絵本読み聞かせの機会を活用しているが、絵本の読み聞かせの機会を、子どもたちの文字への興味関心や確保に繋げるための保育教材としては活用していないことが明らかとなった。

（５）その他の絵本を選ぶ基準

上記以外に絵本を選ぶ基準がある場合は自由記述にて回答を求めた。記述された内容を表で示す（表20)。

表 20　絵本の選ぶ際の基準

年齢に合わせて絵本を選ぶ
物語　気持ち
自分自身が「これ面白い！みんなにも見せたい」と思えるか
子どもの興味を高め遊びへと展開できる絵本
素敵な絵であること。素敵な言葉であること。その時間が、素敵な空気感を醸し出し、また読んで！と思える絵本を選びます
年齢、関心に合ったもの
今、興味を持っていることに関しての絵本を選ぶようにしています
子どもの発達段階に合わせて、難しすぎないもの。
物語が単純なもの
長さ、絵の大きさ、絵本の大きさ、内容の難しさ

第三項のまとめ

本項では、保育士に対して、絵本の読み聞かせの現状や読み聞かせに対する意識についての質問を行った。その結果、保育士はさまざまな保育活動の場面で、積極的に絵本を活用していることが分かった。絵本を選定する際には、子どもの発達段階や興味関心に合わせて選定を行い、保育活動や季節、行事等への導入として絵本を活用していることが明らかとなった。また子どもが絵本と触れ合うことで、言葉への興味や関心を高め、語彙の確保に繋がることを期待して絵本を活用している保育士も多いことが示された。その一方で、文字に対する興味や関心については、絵本の読み聞かせを行う際には、あまり期待していないことが明

らかとなった。この結果は、「絵本の読み聞かせ」に限定した質問を実施したためであると考えられる。絵本の読み聞かせは保育現場で行う際、全体集団に対して行われることが多い。そのため、子どもたちからは文字が見えることはほとんどない。そのため「絵本の読み聞かせ」においては、文字に対する興味や関心に繋げることを意識している保育士が少ないことが示唆できる。

第四項　保育所における絵本環境

本項では、管理職者及び保育士に対して、絵本環境の現状と意識について尋ねた。

（１）絵本の所蔵場所

絵本の所蔵場所について、複数回答にて尋ねた(表21)。その結果、「各保育室に本棚がある」25名（96.2％)、「共有の絵本スペースがある」23名(88.5％)、「その他」2名（7.7％)、無回答1名であった。ほとんどの保育所で、各保育室並びに共有の絵本スペースがあることが分かった。「その他」については、「えほんの部屋」と「職員室」との回答であった。

表21　絵本の所蔵場所（ｎ＝26）

項目	件数	割合
各保育室に本棚がある	25	96.2
共有の絵本スペースがある	23	88.5
その他	2	7.7

（２－１）保育室内の絵本棚の必要性

絵本棚は、保育室内に必要であるかについて尋ねた。その結果、「必要」27名（100％）であった。管理職者、保育士の全員が保育室に絵本棚が必要であると認識していることが明らかとなった。

（２－２）理由について

前項の回答についての理由について尋ねた（表22)。その結果、言い回しはさまざまであるが、基本的にはほぼ全てに回答が「子どもが自由に絵本を手に取ることができるように」であった。子どもが絵本を読みたいときにいつでも手に取って見ることのできる環境を整えておくことは重要であると認識していることが分かった。また絵本を手に取り、ページを捲ることで手指機能が巧みになるや文字に興味関心を抱くようになるとの回答も見られた。さらに子どもの目に見える場所に絵本があることで、絵本を身近に感じ、自分で読みたいとの意識が芽生えるとの指摘もなされていた。

表22　保育室内の絵本棚の必要性（ｎ＝27）

項目	件数	割合
必要	27	100.0
不要	0	0.0

（３）保育室内の絵本棚の位置

子どもが主体的に絵本を手に取る回数を増やすためには、保育室内の絵本棚の位置は重要であると思うかについて尋ねた（表23）。その結果、「重要である」18名（66.7％）、「どちらかというと重要」9名（33.3％）、「あまり重要ではない」0名（0.0％）、「重要ではない」0名（0.0％）であった。保育士は、絵本棚の位置によって子どもの絵本を手に取る回数に影響が出ると認識していることが明らかとなった。

表23　絵本棚の位置の重要性（ｎ＝27）

項目	件数	割合
重要である	18	66.7
どちらかというと重要	9	33.3
あまり重要ではない	0	0.0
重要ではない	0	0.0

（４－１）保育室に効果的な絵本棚位置

本項では、保育室についてひとつのモデルとなる見取り図を提示し、その保育室内においてもっとも子どもが主体的に絵本を手に取ることができる場所とはどこであると考えるかについて保育士の考えを尋ねた。選択された項目について表と図にて示す。（表24、図2）

表24　保育室に効果的な絵本棚位置（ｎ＝27）

項目	件数	割合
①	2	7.4
②	4	14.8
③	7	25.9
④	4	14.8
⑤	1	3.7
⑥	2	7.4
⑦	3	11.1
⑧	3	11.1
⑨	0	0.0
⑩	1	3.7

その結果、「①」2名（7.4％）、「②」4名（14.8％）、「③」7名（25.9％）、「④」4名（14.8％）、「⑤」1名（3.7％）、「⑥」2名（7.4％）、「⑦」3名（11.1％）、「⑧」0名（11.1％）、「⑨」0名（0.0％）、「⑩」1名（3.7％）であった。もっと回答が多かった項目は、「③」7名（25.9％）。次いで、「②」と「④」が同列の4名（14.8％）であった。

次に設置場所を、保育室内の「入り口付近（①、⑨、⑩）」、「中央付近（②、⑧）」、「保育室奥（③、④、⑤、⑥、⑦）」の3つのエリアに分けて考察を試みた。その結果、「入り口付近」3名（11.1％）、「中央付近」7名（25.9％）、「保育室奥」17名（63.0％）と保育室の前方よりも後方側になるにつれて選択者の数が多くなる傾向が見られた。つまり子どもが主体的に絵本を手に取るための絵本棚の設置場所として保育室の入り口付近よりも、より奥側を方が適切であると考えている保育士が多いということが示唆された。

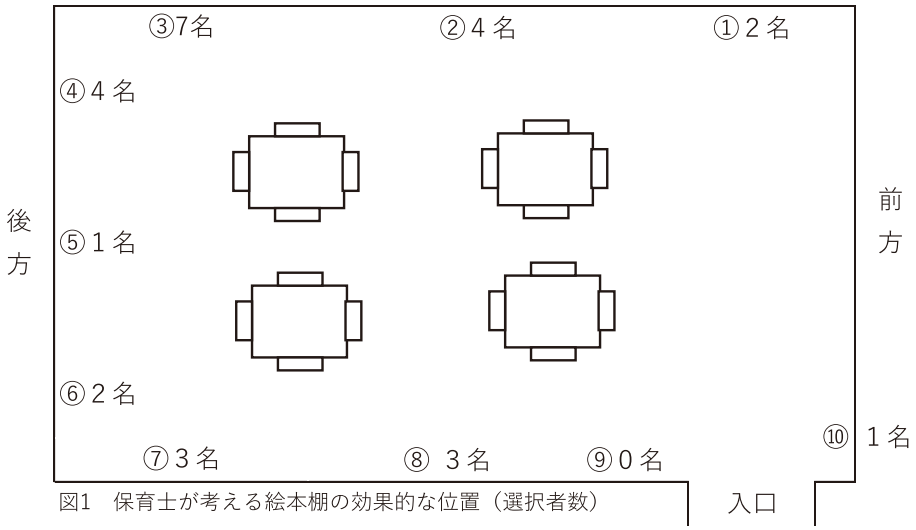

図1　保育士が考える絵本棚の効果的な位置（選択者数）

（４－２）絵本棚位置の選択理由

（４－１）の質問に対して、選択した場所に対する理由について自由記述にて回答を求めた（表25)。その結果、保育士が絵本棚の位置を選択する際の意識として、主に3つの理由が見られた。

１つ目は、子どもが主体的に絵本を手に取るための条件として、絵本棚が子どもの目に付きやすい場所が大切であるとの意見である。子どもにとって目に付きやすい位置に絵本棚を設置することで、結果的に子どもが絵本を手に取る回数が増えるのではないかといった考えである。本研究では、このような意識を持った保育士を『注目型』と分類することとする。『注目型』の意見は、「入り口付近」と「中央付近」で多く見られた。

２つ目は、子どもが主体的に絵本を手に取るための条件として、周辺環境の利用のしやすさを考えた設置場所が重要であるとの意見である。絵本棚周辺に机や椅子があることで子どもが腰かけて絵本を読むことができるため、子どもが主体的に絵本を手に取る機会が増えるのではないかというものであった。本研究では、このような意識を持った保育士を『利便性型』と分類することとする。『利便性型』の意識を持つ保育士は、絵本棚の位置を「中央付近」を選択した保育士から多く見られた。

３つ目は、子どもが主体的に絵本を手に取るための条件として、本棚の位置を子どもがゆっくりと落ち着いた雰囲気で読むことのできる場所に設置することが有効的であるとの意見である。周りの遊びや活動にも影響されにくく、落ち着いて絵本を読むことのできる位置であるため、子どもが絵本を主体的に楽しむことができるのではないかというものである。このような意識を持った保育士を『安心型』と分類することとする。『安心型』の意見は、「中央付近」と「保育室奥」を選択した保育士から多く見られた。

表25　絵本棚位置の選択理由

項目	理由	分類
①	目につきやすい	注目型
②	部屋の真ん中だと手に取りやすいと感じるため	利便性型
	入り口から入ってすぐ目に止まるから	注目型
	絵本棚から絵本を手に取って椅子に腰掛けて読めるから	利便性型
	部屋から入って目につく、机の近くにある	注目型
③	活動の合間に子ども自身が手に取れるため。	利便性型
	入り口から入ってよく見通しがいいしコーナーで仕切っ落ち着いた場所で読むことができる。 入り口から目につく。	注目型、利便性型
	入口からも絵本棚が見えること、奥の方が入口や前方よりもざわつかず落ち着いて見ることができると思うから。	注目型、安心型
	子どもたちの目に触れやすい場所であり、保育の妨げにもなりにくい場所であると考えたからです。	注目型、利便性型
	落ち着いて本を取り読める環境にしたいから	安心型
④	活動をするときに気にならない位置	利便性型
	奥でゆっくり読めるように	安心型
	入り口近くより奥の方がゆっくりと落ち着いて本が読めるかなと思ったからです。	安心型
	出入り口が遠く、落ち着いた環境、場所	安心型
⑤	手に取りやすいから。	利便性型
⑥	落ち着く場所だと思いました	安心型
	まず荷物置き棚があるので1～3及び7～8を想定する。荷物を置いた後ゆっくり観察し 絵本棚を視野に入れて落ち着いた環境で見れる場所に適していると思う	安心型
⑦	現在の保育室がそのような配置の為。子どもたちが安心して読めていると思います。	安心型
	出入り口から少し離れたところが落ち着いて読みやすい	安心型
⑧	込み合わない所	利便性型
	部屋の真ん中なので	利便性型
	取り出しやすい	利便性型
⑩	部屋に入った時に、表紙が見えるように並べる本棚があれば、目を引くし、子どもが興味を持った本を手に取るきっかけになると思います。	注目型

（５）絵本環境に重要な環境設定

子どもが絵本を主体的に手に取るための環境設定として、特に重要だと思うものを3つ選んでもらった。その結果、「絵本の数」7名（25.9％）、「絵本の種類」22名（81.5％）、「絵本棚の位置」11名（40.7％）、「絵本の陳列方法」11名（40.7％）、「絵本の周辺環境」16名（59.3％）、「保育士による絵本の読み聞かせ」17名（63.0％）、「そ の 他」3名（11.1％）であった。もっとも多く回答があったのは、絵本の種類であった。次いで、保育士による絵本の読み聞かせ、絵本の周辺環境であった。

表26　絵本環境に重要な環境設定（複数回答）

項目	件数	割合
絵本の数	7	25.9
絵本の種類	22	81.5
絵本棚の位置	11	40.7
絵本の陳列方法	11	40.7
絵本棚の周辺環境	16	59.3
保育士による読み聞かせ	17	63.0
家庭による読み聞かせ	3	11.1

第四項 まとめ

本項では、管理職者及び保育士に対して、絵本環境の現状と意識について尋ねた。その結果、保育士は、子どもが自由に絵本を手に取ることができるよう各保育室内に絵本棚が必要であるとの認識をもっていることが明らかとなった。また、ただ本棚を設置するだけではなく、子どもが主体的に絵本を手に取るためには、保育室内に設置する絵本棚の位置も重要であると考えていることも明らかとなった。しかし、保育室内のどの位置に絵本棚を設置することがより有効的であると考えているのかについては、各保育士によって考え方にばらつきが見られた。子どもが主体的に絵本を手に取るためには、絵本棚の位置を工夫する必要があると考えている保育士が多い一方で、実際にどの位置に設置することが有効的であるのかについては検証がなされていないため、各保育士の意識によって差がでる結果となった。保育士が絵本棚の位置を選択する際の意識としては、主に3つの意識に分類することができた。１つ目は、『注目型』である。これは、子どもが主体的に絵本を手に取るための条件として、絵本棚が子どもの目に付きやすい場所が大切であるといった意識を持つ保育士である。２つ目は、『利便性型』である。これは、子どもが主体的に絵本を手に取るための条件として、周辺環境の利用のしやすさを考えた設置場所が重要であるとの意識を持つ保育士である。３つ目は、『安心型』である。これは、子どもが主体的に絵本を手に取るための条件として、本棚の位置を子どもがゆっくりと落ち着いた雰囲気で読むことのできる場所に設置することが有効的であるとの意見であるという意識を持つ保育士である。今回は、分類分けに留まっているが、今後はこの３つのタイプが絵本環境に対して、それぞれどのような特徴が見られるのかについてクロス集計等を実施しながら明らかとしていきたい。

さらに、子どもが主体的に絵本を手に取るための絵本環境として特に重要だと思うもの３つを選択してもらった。その結果、「絵本の種類」の回答数がもっとも多かった。自由記述用にも記載が見らえたが、保育士は子どもの年齢やその時々の子どもの興味や関心に合わせて絵本を選定する必要があると考えている。その時々の子どもの興味を示す絵本を選定し、絵本棚に設置することが重要であるといえる。そのためにも現在、子どもがどのようなことに興味を示しているのかについて、保育士は常に意識をもっておくことが必要となるだろう。

子どもたちが手に取りやすい絵本、なかなか手に取りにくい絵本を確認し、必要に応じて絵本棚の中身を入れ替えるなどの工夫が必要となるであろう。

次に回答が多かった項目は、「保育士による読み聞かせ」であった。保育所保育指針解説においても、「子どもは、保育士等に読んでもらった絵本を好み、もう一度読みたいと思い、一人で絵本を開いて、読んで持った時のイメージを思い出したり、新たにイメージを広げたりする。このような体験を繰り返す中で、絵本などに親しみを感じ、もっといろいろな絵本を読みたいと思うようになっていく。」と示されている。保育士は、自身が行う絵本の読み聞かせをきっかけに、子どもが絵本や物語に興味を示し、さらに絵本を読みたいという意識に繋がることを認識していることが明らかとなった。

総合考察

本研究は、博士論文執筆の予備調査として、保育所保育士に対して、絵本環境についての現状や意識について調査を実施した。その結果、各園の管理職者によって、絵本の所有数や絵本購入にかける年間予算に対する意識に差が見られた。単純に絵本の数が多ければ、その分、子どもが出会う絵本の数も増えることが予想できるだろう。しかしその一方で、「蔵書数が多く、カテゴリー分けができておらず、欲しい本を探し出すのが困難な時がある」や「絵本の数はたくさんあるが、活用しきれてない部分も多いと思う」などの意見も見られ、ただ単に所蔵数を増やすだけではうまく活用できないとの意見も見られた。そのため今後は、絵本環境について検討する際、絵本の所蔵数だけではなく、適切な展示数や絵本ディスプレイの在り方についても検証し、明らかとすることが必要である。

また、保育所において絵本についての方針やデイリープログラムを掲げている園はほとんど見られなかった。そのため保育所における絵本の読み聞かせの現状としては、各担当保育士の裁量によって絵本の読み聞かせが行われていることが示唆され、保育士の絵本に対する意識の差によって子どもが絵本に触れる機会にも影響が出ることが予想できる。そのため各保育士の絵本に対する意識が絵本の読み聞かせの頻度等どのような影響を及ぼすのかについて検討も必要となる。

次に、保育士に対して、絵本の読み聞かせの現状や読み聞かせに対する意識についての質問を行った。その結果、保育士はさまざまな保育活動の場面で、積極的に絵本を活用していることが分かった。絵本を選定する際には、子どもの発達段階や興味関心に合わせて選定を行い、保育活動や季節、行事等への導入として絵本を活用していることが明らかとなった。また子どもが絵本と触れ合うことで、言葉への興味や関心を高め、語彙の確保に繋がることを期待して絵本を活用している保育士も多いことが示された。その一方で、文字に対する興味や関心については、絵本の読み聞かせを行う際には、あまり期待していないことが明らかとなった。この結果は、「絵本の読み聞かせ」に限定して質問を実施したためであると考えられる。子どもが一人で絵本に触れ合う際や保育士と一対一で行う読み聞かせを想定した質問であった場合は、文字に対する興味や関心について意識する保育士が増えるのではないだろうか。

また、管理職者及び保育士に対して、絵本環境の現状と意識について尋ねた。その結果、保育士は、子どもが自由に絵本を手に取ることができるよう各保育室内に絵本棚が必要であるとの認識をもっていることが明らかとなった。さらに保育士は、保育室内に絵本棚を設置する位置によって子どもが絵本を手に取る回数に影響がでると認識していることが明らかとなった。しかし、保育室内のどの位置に絵本棚を設置することがより有効的であるのかについては、各保育士によって考え方にばらつきが見られた。これまで絵本環境に関する研究は数多く存在するが、既存の絵本コーナーの周辺環境に対するアプローチに留まっており、実際にどの位置に設置することが子どもの主体的な絵本活動に有効的であるのかについての研究は現在進んでいない。今後は、絵本棚を置く位置によって子どもが絵本を手に取る機会や回数に影響がでるのかについて十分に検討する必要があると考える。

次に本研究では、保育室における絵本棚の効果的な位置にいて、１つのモデルを示し、その選定理由から、3つの区分に分類を試みた。１つ目は、『注目型』である。これは、子どもが主体的に絵本を手に取るための条件として、絵本棚が子どもの目に付きやすい場所が大切であるといった意識を持つ保育士である。２つ目は、『利便性型』である。これは、子どもが主体的に絵本を手に取るための条件として、周辺環境の利用のしやすさを考えた設置場所が重要であるとの意識を持つ保育士である。３つ目は、『安心型』である。これは、子どもが主体的に絵本を手に取るための条件として、本棚の位置を子どもがゆっくりと落ち着いた雰囲気で読むことのできる場所に設置することが有効的であるとの意見であるという意識を持つ保育士である。本研究では、分類分けに留まっているが、今後はこの３つのタイプで絵本環境に対する意識や行動に、それぞれどのような特徴が見られるのかについてクロス集計等を活用しながら明らかとしていきたい。

さらに、子どもが主体的に絵本を手に取るための絵本環境として特に重要だと思うものを３つ選択してもらった。その結果、「絵本の種類」の回答数がもっとも多かった。保育士は子どもの年齢やその時々の子どもの興味や関心に合わせて絵本を選定する必要があると考えており、その時々の子どもの興味を示す絵本を選定し、絵本棚に設置することが重要であるといえる。そのためにも現在、子どもがどのようなことに興味を示しているのかについて、保育士は常に意識をもち、状況に合わせて絵本棚の中身を入れ替えるなどの工夫が求められる。

次に回答が多かった項目は、「保育士による読み聞かせ」であった。保育所保育指針解説において「子どもは、保育士等に読んでもらった絵本を好み、もう一度読みたいと思い、一人で絵本を開いて、読んで持った時のイメージを思い出したり、新たにイメージを広げたりする。このような体験を繰り返す中で、絵本などに親しみを感じ、もっといろいろな絵本を読みたいと思うようになっていく。」と示されている。保育士は、自身が行う絵本の読み聞かせをきっかけに、子どもが絵本や物語に興味を示し、さらに絵本を読みたいという意識に繋がることを認識していることが明らかとなった。

以上のように、保育士は絵本について高い意識をもって保育実践に活用しており、子どもが絵本に興味を示すための環境構成にもついてもさまざまな工夫が必要であることを認識していることが分かった。しかし、その一方でその意識を支えるための絵本環境の理論的枠組

みは現在できておらず、保育士の経験や勘に任されている部分が大きいといえる。そのため、実際の現場において子どもの様子を観察しながら、絵本環境の在り方を検討していくことが今後必要といえるだろう。絵本環境の理論的枠組みの構築を目指し、まずは子どもが絵本を手に取りやすい場所や、絵本ディスプレイ方法などについて今後明らかとしていきたい。

参考文献

1）青戸恭子・田邊資章・原田夏帆（2018）「保育・教育現場における絵本の読み聞かせの意義」，京都女子大学生活福祉学科紀要　第 17 号，pp.23-29.

2）菅原航平（2020）「絵本に関する保育環境の課題～様々な子どもの発達を促すための絵本活用した保育～」，初等教育：教育と実践 No.44, pp.77-82.

3）神林真里・寺岡眞知子（2016）「保育環境の効果的展開に関する一考察―絵本コーナーからの分析―」，函館大谷短期大学紀要 (32), pp.1-10.

4）辻村 明日香・友定 啓子（2007）「幼稚園の絵本コーナーにおける参加観察記録の分析」，教育実践総合センター研究紀要 24, pp.181-194

5）内閣府（2018）『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』フレーベル館

6）西本 雅人，河合 慎介，今井 正次（2013）「遊び行為の時期的変化からみた保育室におけるコーナーの利用特性　子どもの発達に伴うコーナー設定に関する研究　その１」，日本建築学会計画系論文集　78 巻 688 号第，pp.1257-.1264.

7）長谷川恵美（2020）「保育所における１歳児の「主体的な活動」からみた空間・環境に関する研究」，日本女子大学博士学術論文 甲第 226 号 .

8）厚生労働省（2018）『保育所保育指針解説』フレーベル館

9）宮﨑静香（2020）「保育現場における子どもの育ちを支える環境づくり―子どもを主体とした１歳児室のコーナーづくりに着目して―」, 浦和大学短期大学部浦和論叢　第 62 号，pp.71-86.

10）文部科学省（2018）『幼稚園教育要領解説』フレーベル館

11）山田恵美（2011）「保育における空間構成と活動の発展的相互対応―アクションリサーチによる絵本コーナーの検討―」，保育学研究　第 49 巻第 3 号，pp.20-28.